

第10章 地方農政局

第1節 地方農政局の強化

1 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、農政の推進に取り組んでいる。

平成18年度の地方農政局における組織再編については、本省農村振興局の組織再編（平成17年10月）に併せて、地方農政局農村計画部及び整備部の事務及び組織の整理が行われた。これに伴い、農村整備課の名称を地域整備課に変更した。（表1）

また、地方農政事務所における組織再編については、平成15年の農林水産省設置法改正に基づき、地方農政事務所と統計・情報センター（北海道については、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所）を統合した。統合に当たっては、業務の一層の効率化を図るとともに、農政事務所が農政全般の一翼を担う組織として役割・機能を一層発揮できるよう、次長、統計部及

び農政推進課の設置、北海道農政事務所の体制整備（次長及び農政推進課の設置、総務管理官の設置等）を行った。（表2）（表3）

定員については、平成17年度末において地方農政局全体で17,362人であったが、平成18年4月の組織再編に伴って、平成18年度末定員は17,621人となった。（表4）

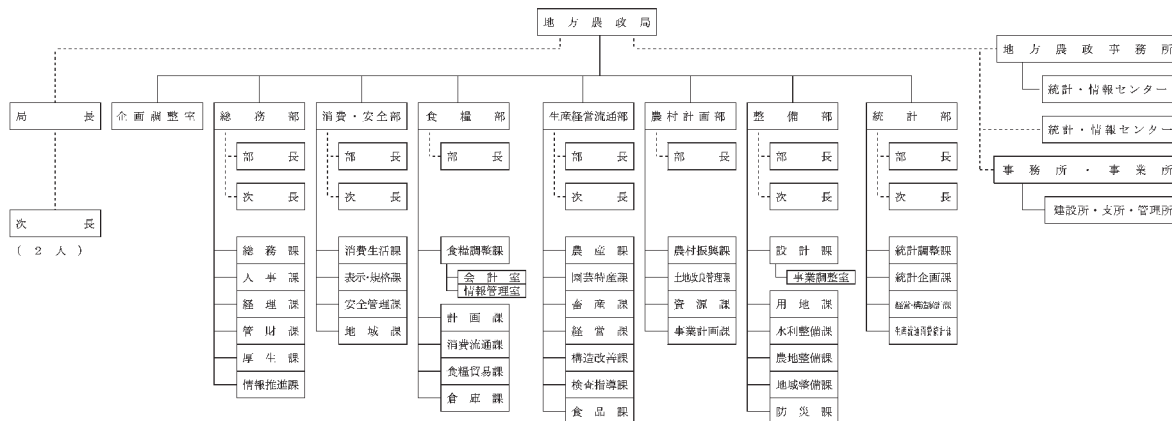
なお、国営土地改良事業所等については、事業の着手に伴い、平成18年度から4事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成18年度末までに8事業所等が廃止されたところである。（表5）

2 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急的に対処する補助金等の一部のものを除き、平成13年4月13日農林水産省告示第536号をもってその交付事務を地方農政局長に委譲している。

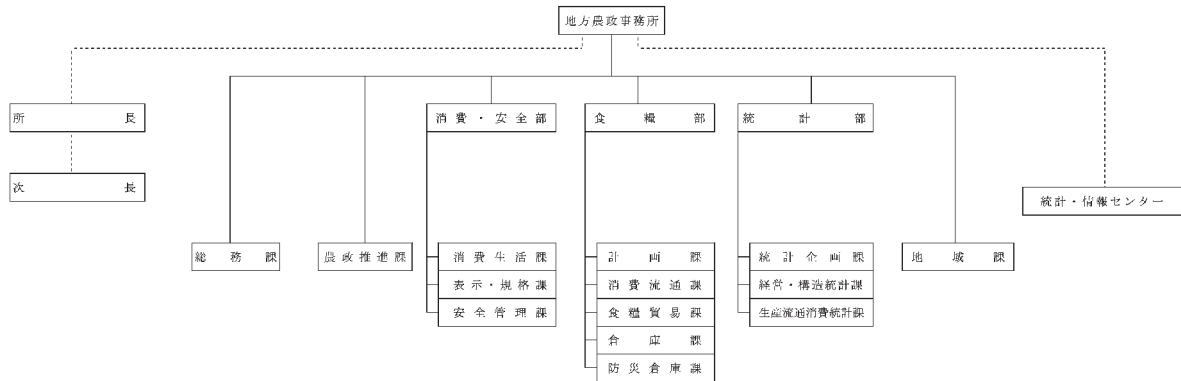
地方農政局長に交付事務を委譲した補助金等の額（一般会計）は、平成18年度においては6,737億円であり、これを本省各局別に見ると表6のとおりである。

表1 地方農政局の組織図



注1：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置
 注2：整備部次長は九州にあつては2人
 注3：食糧貿易課は2局（東北、東海）、倉庫課は1局（東海）に設置
 注4：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿にあつては3課）

表2 地方農政事務所の組織図



注1：食糧貿易課は11事務所（茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、大阪、兵庫、香川、福岡、鹿児島）に設置
 注2：倉庫課は3事務所（東京、大阪、福岡）に設置
 注3：防災倉庫課は1事務所（東京）に設置

表3 北海道農政事務所の組織図

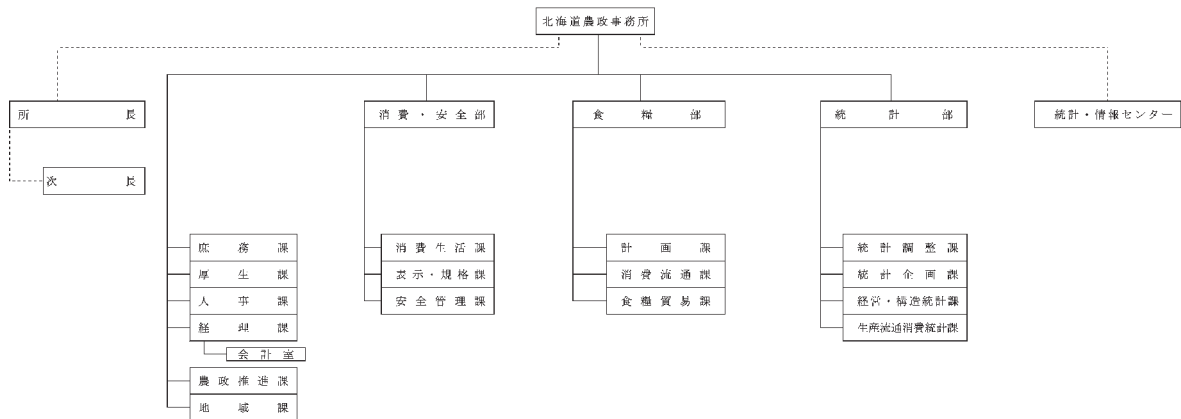


表4 定員関係

組織等	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
地方農政局(本局)	2,849人	4,233人	4,222人	4,173人	4,173人
地方農政事務所	—	6,434人	6,079人	5,803人	9,655人
統計・情報センター	4,578人	4,506人	4,448人	4,283人	—
海岸事業	38人	38人	38人	38人	38人
地すべり対策事業	76人	76人	76人	68人	38人
国営土地改良事業特別会計	3,077人	3,056人	3,031人	2,997人	2,956人
地方農政局計	10,618人	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人
北海道農政事務所	—	454人	419人	404人	761人
北海道統計・情報事務所	433人	429人	425人	410人	—
合計	11,051人	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）
 ※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）
 ※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）
 ※平成18年度における農政局所在地県の統計・情報センターは、地方農政事務所に含む。

表5 平成18年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東北	和賀中部農業水利事業所 米沢平野農業水利事業所	相坂川左岸農業水利事業所
関東		大里農地防災事業所
北陸	新川流域農業水利事業所	阿賀野川右岸農業水利事業所 石川農地防災事業所
近畿		大和平野農地防災事業所 巨椋池農地防災事業所
中国四国		東伯農業水利事業所 児島湖沿岸農地防災事業所
九州	曾於北部農業水利事業所	

表6 平成18年度地方農政局委譲補助金実績表

(単位：千円)

	平成18年度農業関係補助金等の額			左のうち、地方農政局へ交付 事務を委譲した補助金等の額		
	非公共	公共	計	非公共	公共	計
総合食料局	8,785,663		8,785,663	17,541		17,541
消費・安全局	3,012,132		3,012,132	1,892,859		1,892,859
生産局	217,865,994	21,046,715	238,912,709	152,290,738	6,993,342	159,284,080
経営局	217,288,565		217,288,565	11,382,314		11,382,314
農村振興局	80,510,640	525,193,951	605,704,591	67,229,798	433,904,837	501,134,635
計	527,462,994	546,240,666	1,073,703,660	232,813,250	440,898,179	673,711,429

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

管内経済は、緩やかな持ち直しの動きが続いている。主要経済指標から平成18年の東北地域の経済情勢をみると、個人消費は大型小売店販売額、家電量販店販売額、乗用車新車登録届け出台数などが引き続き前年を下回ったが、マイナス幅が縮小するなど個人消費に持ち直しの兆しがみられた。鉱工業生産動向は、好調な需要と設備投資を背景に、輸送機械工業が好調であったこと、主力産業である電子部品・デバイス工業で車載向けやデジタル家電向けの高度部材が好調であったことなどから、生産指数は103.2と過去最高の水準となるなど、全体として緩やかな上昇が続いている。また、雇用情勢は、有効求人倍率、新規求人倍率とも全国を下回っているもの

の、前年を上回っており緩やかに持ち直している。

イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

東北の平成18年水田作経営の農家1戸当たりの農業粗収益は、稲作収入は減少したものの、畜産収入が増加したことから247万円で、ほぼ前年並みとなった。一方、農業経営費は181万円で、前年に比べて1.0%増加し、この結果、農業所得は66万円で、前年に比べて2.4%減少した。

また、農外所得は244万円で、前年に比べて3.6%減少し、年金等の収入は168万円で7.8%増加した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は478万円で、前年に比べて0.2%増加した。

水田作経営農家のうち主業農家1戸当たりの農業粗収益及び農業所得をみると、農業粗収益は762万円で水田作経営平均の3.1倍、農業所得は302万円で水田作経営平均の4.6倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成18年産水稻の作付面積（子実用）は、米の生

産目標数量が減少したことから、大豆等他作物への転換があったため、前年産に比べ3,100ha減少し43万9,800ha(前年比99%)となった。品種別作付面積は、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」、「コシヒカリ」の順となっている。

作柄は、田植期以降日照不足で推移したことから全もみ数は平年並みないし少なく、登熟は出穂期以降おおむね天候に恵まれたため、平年並みとなったことから、10a当たり収量は549kg(作況指数99)となった。その結果、収穫量は、241万4千t(前年比97%)となった。

品質については、1等米比率(水稻うち、平成19年10月末現在)は前年を5ポイント上回り90%となった。

イ 麦

平成18年産麦(子実用)の作付面積は、小麦が前年産に比べ580ha減少し8,240ha(前年比93%)、六条大麦が前年産に比べ50ha減少し1,400ha(前年比97%)となった。

作柄は、小麦がは種の遅れや融雪水による湿害の発生等が多かった前年産に比べて被害の発生が少なかったことから10a当たり収量は177kg(前年比116%)、六条大麦が5月下旬以降の断続的な降雨等により登熟が抑制されたこと等から、10a当たり収量は309kg(前年比98%)となった。その結果、収穫量は、小麦が1万4,600t(前年比109%)、六条大麦が4,320t(同95%)となった。

1等麦比率(平成19年4月末現在)は、小麦が37.9%(前年比1.2ポイント減)、六条大麦が4.9%(同5.8ポイント減)となっている。

ウ 大豆

平成18年産大豆の作付面積は、他作物からの転換等により、前年産に比べ1,300ha増加し3万5,600ha(前年比104%)となった。

作柄は、着さや数、登熟とも前年産を上回った地域があったものの、宮城県等で日照不足の影響等のため作柄が悪く、10a当たり収量は140kg(前年比95%)となり、収穫量は4万9,700t(前年比98%)となった。

エ 野菜

平成18年産指定野菜(14品目)の作付面積は、労働事情による規模縮小等があったことから、前年産に比べて500ha減少し3万6,000ha(前年比99%)となった。

指定野菜の収穫量は96万8,100t(前年比99%)となり、出荷量は63万300t(前年比101%)となった。

オ 果樹

平成18年産りんごの結果樹面積は、前年産に比べて300ha減少し3万100ha(前年比99%)となった。収穫量は62万800t、出荷量は55万5,500tで、前年産に比べてそれぞれ1万9,700t(3%)、2万1,400t(4%)増加した。

日本なし(主産県計)の結果樹面積は1,690ha、収穫量、出荷量は3万1,000t、2万8,000tとなった。

ぶどう(主産県計)の結果樹面積は3,080ha、収穫量、出荷量は3万6,400t、3万2,200tとなった。

カ 花き

平成18年産花きの主産県の動向をみると、切り花類が1,783ha、鉢もの類が80ha、花壇用苗もの類が119haであった。

キ 畜産

平成19年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛で4,090戸(前年比4.2%減)、肉用牛で2万3,300戸(前年比2.9%減)、豚で1,140戸(前年比5.8%減)、採卵鶏で270戸(前年比5.3%減)となった。

飼養頭羽数は、乳用牛で14万300頭(前年比2.9%減)、肉用牛で40万7,900頭(前年比3.7%増)となり、豚で164万頭(前年比2.9%増)成鶏めすが1,934万6,000羽(前年比2.9%増)となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

平成17年6月に立ち上げた東北農政局、東北の6県、6県JA中央会、農業者団体、食品関連団体、消費者団体、経済団体の35団体が連携した「東北地域食料自給率向上協議会」を18年6月13日に開催し、取組の検証と関係者が一体となった取組の推進について協議した。協議会活動の総括として、学校給食による食育・地産地消の推進をテーマとして19年3月27日に「東北地域食料自給率向上シンポジウム2007」を開催した。

東北5県の県庁所在地においては「食料自給率の向上を目指して一豊かな地場産食材を学校給食へ」をテーマに、食・農タウンミーティング・食と農を語る会を開催し、消費者等の参加者に対して情報提供や意見交換を行った。また、農政局幹部や各地方農政事務所等において、市町村の関係者に対して個別説明及びフォローアップを行う「食料自給率向上キャラバン」を777件実施した。

また、農政事務所による出張講座、説明会、食料自給率向上に関するモニター等交流会の実施、ホームページ、メールマガジンにより最新情報等を発信する等、自給率向上への積極的なPR活動に努めて

きた。

イ 農林水産物・食品等の輸出促進

東北管内における輸出促進の機運の盛り上がりを受けて、平成17年9月6日に、県、関係団体、関係省地方機関等45会員による「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」を設立した。

18年6月に開催した協議会の総会では、会員へのアンケート結果に基づき、輸出関連情報を提供することとし、総会後には「りんどうのオランダへの輸出拡大に向けた技術的課題解決に向けた取組」についての講演会を開催し、輸出の輸送コスト低減に向けた取組事例を紹介した。

また、9月には、EUREPGAPを取得した片山氏を招いて、「GAP等の課題解決等に関するセミナー」を開催し、EU輸出で課題となっているEUREPGAPの取得等について情報提供を行った。12月には、「輸出取組における広域連携の可能性を検討するシンポジウム」を開催し、東北及び北海道で活躍する輸出商社の方を招き、共同流通等による広域連携の可能性について、輸出に関心のある農業者・団体・企業等の参集を得て、意見交換を行った。

さらに、19年1月には、新品種登録などをテーマとした「農林水産物知的財産権セミナー」を開催した。3月には、日通総研の研究員を招いて、「中国における日本産農林水産物・食品の販売動向と物流について」と題した講演会を開催するとともに、輸出拡大が見込まれる中国市場の基礎的な情報を提供し、関心のある農業者・団体・企業等との意見交換を行った。

ウ リスクコミュニケーションの推進

東北地域における食品安全行政を円滑かつ効果的に推進していくための意見交換の場として、消費者団体、生産者団体、食品産業事業者等をもって構成する「食の安全・安心推進連絡会議」を管内全ての農政事務所、地域課に設置し、食の安全・安心情報の受発信体制の充実を図った。

また、(独)農林水産消費技術センター等他機関と連携し、管内各県において同一テーマによる小規模なリスクコミュニケーションを実施する等食の安全等に関する情報提供等を実施した。

エ 食育の推進

東北では、地域における食育を推進するため、東北地域食育推進協議会において、食育の推進方策の検討や食育に関する情報の交換、各県及び市町村食育推進会議の取組のフォローアップ等を行った。

このほか、管内の各地方農政事務所においても、

定期的に各県食育推進協議会を開催した。

東北管内では、18年度末までに全ての県が食育推進計画を策定した。

東北農政局では、食の重要性を一般消費者等に考えてもらうために、「とうほく食育トーク」を3回開催し、各回ごとに食の関係者を招いて、シンポジウムを開催した。

さらに、18年12月には、「東北地域食育フォーラム」を開催し、基調講演のほか、地域で食育を推進している学校教諭、レストラン経営者をパネリストとしてパネルディスカッションを行った。

このほか、各地域で取り組まれている食育活動に対し、その取組を一層推進するために食育活動表彰を行った。18年度は、食生活改善、教育、食品産業、農林漁業の4分野から選考。76団体等の応募に対し、東北農政局長賞を3団体に、東北農政局長食育奨励賞を5団体等に授与した。

オ 食品トレーサビリティ・システム

農林水産省では、15年度からすべての食品(牛肉以外)を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティ・システム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器や分析機器の整備等に対する支援を実施している。

消費者、生産者、食品事業者等のトレーサビリティ・システムに対する理解の促進を図るため、19年2月に食品トレーサビリティ地域セミナーを開催した。

カ 食品表示

食品表示については、生鮮及び加工食品のモニタリング調査やJAS制度の普及・啓発を行い、表示の適正化に努めているところであるが、特に、消費者などからの情報提供等を受け、立入検査等を実施し、加工品の原料について原産地等の不適正表示を行っていた2業者(製麺業者)に対し、農林水産大臣からJAS法に基づき改善指示を行った。

このうち1事業者については、JAS規格に適合しない原材料を使用していたにもかかわらず格付けの表示を行っていたことが認められたことから、農林水産大臣からJAS法に基づく改善命令を行っている。

JAS制度の普及・啓発については、消費者団体、生産者団体等に幅広く呼びかけ、食品表示フォーラムを3回開催したほか、外部機関等からのJAS制度説明の要請に応えるため講師派遣(284回)等を行った。

また、食品表示110番による食品表示制度に関する

問い合わせや情報提供等(2,723件)に対応するとともに、食品表示ウオッチャー(72名を設置)を活用した監視体制の強化にも取り組んだ。

キ 高病原性鳥インフルエンザについて

平成16年1月に山口県で我が国では79年振りとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。万が一管内において発生が確認された場合に備え、東北農政局内はもとより関係機関との連絡体制を再確認し、17年4月には連絡体制を含めた「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」を策定した。

平成18年度においては、平成19年1月発生の宮崎県及び岡山県での発生等を踏まえ、「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づいて、模擬による局対策本部を開催し、防疫対応の机上演習を行った。

その他、東北管内で発生した場合の防疫作業支援要員として東北農政局派遣人員の登録の更新を行い、18年10月1日現在1,603名が登録された。

ク 牛トレーサビリティ制度について

平成15年12月1日から施行された「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、16年3月以降、牛の管理者(管内約3万4千人)から再届出(法施行時に生存する牛)があったデータについて、(独)家畜改良センターのデータベースへの入力を行い、5月末までに登録を終了した。

また、同法に基づく立入検査等については、耳標の装着や各種届出状況について確認・指導を行ったほか、正確な牛個体情報の整備のため、各種届出エラーの解消を行った。

16年12月1日から施行された流通段階の制度については、法施行前に、法律の対象業者(管内約5千店舗)に対して、リーフレットや冊子を活用し、説明会及び戸別訪問等により制度の周知を図った。法施行後は、巡回点検を行い個体識別番号の表示・記録の遵守事項について、さらなる周知・徹底を図るとともに、17年度からは、立入検査による遵守事項の違反に対する監視・指導を行った。

18年度においても前年度に引き続き、立入検査による遵守事項の違反に対する監視・指導を行うとともに、個体識別番号が適正に伝達されているかどうかを科学的に確認するため、DNA鑑定用サンプル採取を採取計画に基づき行った。

ケ 農薬の適正使用について

(ポジティブリスト制度導入に対する指導)

食品のより一層の安全性を確保する観点から、平成15年5月に食品衛生法が改正され、食品中に残留する農薬等について、残留基準が設定されていない農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量以上含まれる食品の販売を原則禁止する制度(ポジティブリスト制度)が平成18年5月29日に施行された。

東北農政局では、4月26日に北海道、東北各県の農薬部局、普及・生産部局、農業団体等関係団体を対象に、農薬適正使用に係るブロック研修会(140名出席)を開催し、制度の周知徹底を図った。

また、局内に関係各課をメンバーとする「東北農政局ポジティブリスト制度の導入に係る対策連絡会議」を設置し、産地での指導状況の把握や優良事例の収集等を行い、情報の共有化を図った。

各農政事務所においても、同制度に係る説明会や研修会、意見交換会を開催(延べ37回)し、また県等が主催する会議(12会場)で、延べ約3,100名の生産者や消費者に対し制度の周知やドリフト防止対策の徹底を指導した。

なお、平成18年度、管内における食品衛生法に基づく農薬の残量基準値超過が1件発生したが、ドリフトが原因によるものは発生していない。

コ 食品安全 GAP の普及・推進について

食の安全・安心、消費者の信頼を確保するため、平成17年4月に農林水産省が作成した「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル(初版)」等を活用し、県、農業団体等を対象とした説明会や研修会を開催し、食品安全GAPの周知と導入手順等の普及・推進を図った。

また、管内の各地方農政事務所においても、一般消費者等を対象にした意見交換会等により普及・推進に取り組んだ。

カ 経営所得安定対策の一体的な推進について

東北農政局では、「経営所得安定対策」による水田農業の構造改革を進めていくためには、組織を挙げて取り組む必要があるとの認識から、関係部署がより緊密に連携して推進を図ることができるよう、平成18年3月にこれまでの米政策改革等総合推進本部等を改め、農政局長を本部長とする「東北農政局経営所得安定対策等推進本部」を設置した。その下には、本対策の推進活動を具体化する組織として関係各課で構成される「品目横断的経営安定対策推進チーム」、「米政策改革推進チーム」、「農地・水・環境保全向上対策推進チーム」を設置した。

また、各県域には、農政事務所長を議長とする「県

域経営所得安定対策等推進連絡会議」を置いて、地域の実情に応じた推進を行うための体制を整備した。

具体的な取組としては、①推進本部と各推進チーム長・同幹事長合同打合せの定期開催、②推進本部長と県域連絡会議議長との意見交換の開催、③推進本部事務局と県域連絡会議事務局との合同会議等を開催するなど、逐次取組状況の把握と進行管理を行い、情報の共有と取り組む方向性を確認しながら効果的な推進を図ってきた。

このほか、農業者等の本対策への理解を深める取組として、農政局ホームページに経営所得安定対策のページを新設し(18年6月)、農政局長による記者発表(逐次)など積極的な情報提供を行った。

(ア) 品目横断的経営安定対策

経営所得安定対策の柱の一つである品目横断的経営安定対策については、局内の関係部署を横断する品目横断的経営安定対策推進チームを設置し、組織を挙げて本対策の推進に取り組んだ。4月以降は3月に設置した経営安定対策加入準備室に4名の専任職員を配置し、本対策に関する相談や説明会の開催など、よりきめの細かい対応に努めた。また、担い手育成・確保運動と本対策の推進をより実効性のあるものとするため、農政局、県、農業会議、JA中央会による東北地域担い手育成・確保等主務課長等拡大連絡会議を四半期ごとに開催し、情報の共有と各取組に関する意見交換を積極的に行った。

その結果、認定農業者数は19年3月末で45,126経営体となり、この1年間で7,302の増加となった。同様に、特定農業法人数は50で23の増、特定農業団体数は290となり270の増と、担い手の大幅な増加となった。

19年産の品目横断的経営安定対策の加入促進については、農政事務所(地域課を含む)による取組を強化するため、農政事務所、地方自治体、農業団体による連携体制を各県域段階、地域段階で整備した。

また、関係機関と連携して休日や夜間を含めた地域段階、集落段階で約6,800回の説明会を行った。そのほか、加入促進にむけたキャラバン、ポスターの作成配布(3万枚)、マスコミを利用した加入の呼びかけなど、農業者等の理解を深めるための取組を行った。

その結果、19年産秋まき麦の品目横断的経営安定対策の加入実績は、9,128haで18年産作付面積の

94.7%と高い加入率となった。

(イ) 米政策改革推進対策

農政事務所(地域課を含む)では、新たな需給調整システムの円滑な実施に向けた取組として、県及び地域段階の水田農業推進協議会(294地域協議会)に積極的に参画し、①新たな需給調整システムへの移行に係る周知・徹底、②地域水田農業推進協議会の体制確立に向け先進事例を活用した助言・指導等を実施した。更に、新たな需給調整システムの実効性を確保する観点から、地域水田農業ビジョンの見直し・高度化の推進についての働きかけ等を行った。

19年産米の需給調整の実効性確保の取組としては、生産調整非実施者4万2千人に対し、①「農政局長名等の要請文」の送付、②品目横断的経営安定対策と連携した個別訪問等による働きかけ(通年)、を行った。また、生産調整非実施者に対しては、生産目標数量配分時に生産調整方針作成者を通じて「農政局長名等の要請文」を配布した。

これらの取組の結果、全ての地域水田農業推進協議会で「地域水田農業ビジョンの見直し・高度化」が行われ、292の地域水田農業推進協議会で「品目横断的経営安定対策の加入要件を踏まえた担い手リストの見直し」が行われた。また、生産調整非実施者だった一部の大規模農業者が、新たに生産調整に参加した。

(ウ) 農地・水・環境保全向上対策

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であるが、近年こうした資源は過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきている。

このため、農地・水・農村環境の保全向上を図る施策の19年度からの導入に向け、モデル的な支援を通じて施策の実効性を検証する「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」を設置(90地区)し、課題の把握と対処方針の検討を実施した。6月には、「農地・水・環境保全向上対策モデル地区サミット」を仙台で開催し、効率的かつ効果的な取組を促進するため、実験事業実施地区間での情報交換を行った。

さらに、施策の意義について理解を得る取組として、①各県知事と本省、農政局幹部との意見交換、②市町村長等と農政局幹部との意見交換(管内229対象市町村のうち153市町村で実施)、③集落説明会(18年4月以降約5,900回開催)などを行っ

た。

また、1月から3月にかけて地域協議会が19年4月の早い時期に設立されるよう、県との調整、活動計画策定に向けた支援等を行った。

シ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農山漁村の共生・対流の浸透に向け、管内の優良事例を掲載するなど局ホームページを充実させるとともに、関係機関との連絡協議会を設置し、その取組の一環として「共生・対流フォーラム」を開催した。

また、元気な地域づくり交付金等により、受入側である農山漁村における体制の確立や施設整備等、各地域での取組に対し支援を行った。

ス バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスニッポン総合戦略に基づき、関係省庁等が連携して連絡調整等を行う東北地域バイオマス利活用推進連絡会議（東北農政局が事務局）では、年2回の連絡会議を開催するとともに、1月にバイオマスシンポジウムを開催し、市民、行政にバイオマスの利活用について普及、啓発を行った。

また、各県等の要請に応じてセミナー等への講師派遣、資料提供やバイオマスタウン構想やタウンの実現に取り組む市町村等に情報提供やアドバイスをを行った。

平成16年度から取り組んでいるバイオマスタウン構想については、管内の18地域で策定・公表された。

また、平成19年1月にNPO法人等各種団体を対象に、地域におけるバイオマス利活用促進に関する課題や意向を把握してバイオマス利活用の促進に資することを目的に、アンケート調査を実施し同3月に公表・ホームページ上に掲載した。

さらに、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設の整備を支援するバイオマスの環づくり交付金によるバイオマスタウンの構築を支援した。

ス 農業農村整備事業におけるコスト縮減の取組

公共工事のコスト縮減の取組として、平成12年度に策定した「農業農村整備事業等の新コスト縮減計画」に加え、平成15年度からは、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」に取り組んでいるところであり、平成19年度までに総合コスト縮減率で15%（平成14年度比）を達成することを目標としている。

(4) 関係機関との連携強化

平成18年度の4省5局による東北地域づくり連絡会

議は「活力ある地域の創造」をテーマに開催したほか、経済・産業の活性化策を講じるため、東北経済産業局及び東北地方整備局の各企画担当部長と東北農政局の次長による地域づくり連携研究会を開催した。また、(社)東北経済連合会、(財)東北産業活性化センター、(財)東北開発研究センター等経済団体やシンクタンク等との意見交換を行った。

さらに、研究者、行政機関及び農業者等幅広く研究・実践交流を行う地方独自の学会として設立された東北農業経済学会主催の第42回福島県大会が「東北地域における集落営農の可能性と課題」をテーマに開催され、業種を超えた連携強化にも取り組んだ。

(5) 広報活動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関への情報発信

報道関係者に情報提供を行うためプレスリリース及び重要な施策等についての記者レクチャー（計329回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

イ 広報誌発行

隔月発行の広報誌「土と水と、人間と」や東北の農業・農村の現状等を図表等で紹介した「東北農業のすがた」を作成し、各自治体、農業関係団体、消費者等へ配布することで、東北における食料・農業・農村の情勢についての情報提供を行った。

ウ インターネットの活用

広く国民への効果的な情報提供という観点から、ホームページ内容の迅速な更新を行うとともに、メールマガジンにより最新情報等の発行（平成18年度：51回発行、読者数：5,741名）を行った。

2 関東農政局

(1) 地域経済及び農業産出額

ア 地域経済

平成18年の関東の経済情勢を主要指標で見ると、鉱工業生産指数は前年比+1.7%、出荷は前年比+2.7%とそれぞれ4年連続の上昇、在庫は前年比+1.7%と3年連続の上昇となった。着工新設住宅戸数は前年比+1.9%となり貸家を中心に増加した。有効求人倍率は、南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）で1.25、北関東・甲信（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）で1.19となった。総世帯の家計消費支出は前年に比べて2.3%減少し、2年連続の減少となった。

イ 農業産出額

管内における平成18年の農業産出額（市町村別推計）は2兆1,371億円で、前年に比べ517億円(2.4%)

減少した。なお、管内の農業産出額が全国に占める割合は、24.8%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成18年産）
 水稻の作付面積は32万7,500haで、前年に比べて2,900ha（対前年比99%）減少した。

作柄は、日照不足等の影響により全もみ数が少なかったこと等から、10a当たり収量は511kg（作況指数96）、収穫量は167万4,000t（対前年比94%）となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の68%を占め、続いて「あきたこまち」の5%、「キヌヒカリ」の4%の順となっている。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は4万4,900haで、前年に比べて1,300ha減少（対前年比97%）し、収穫量は15万3,200t（同88%）となった。

大豆の作付面積は1万5,600haで、前年に比べて900ha減少（同95%）した。収穫量は2万6,100t（同96%）となった。

イ 園芸作物

18年産主要野菜（主産県：38品目）の作付面積は14万2,300haで、収穫量435万8,000t、出荷量364万6,000tであった。

18年産果樹（主要品目）の栽培面積は5万9,500haで、前年産に比べて700ha減少した。主要果実（主産県）の収穫量は、温州みかんが14万9,600t、りんごが18万8,900t、日本なしが12万8,500t、ぶどうが8万9,700tであった。

18年の花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が4,372ha、球根類30ha、鉢もの類721ha、花壇用苗もの類が600haであった。

ウ 畜産・飼料作物

19年2月1日現在の乳用牛飼養頭数は26万600頭（対前年比98%）と減少したものの、肉用牛飼養頭数は36万6,700頭（同103%）と増加した。また、生乳生産量は153万t（同99%）となった。

18年産の飼料作物の作付面積は4万3,700haで、前年産に比べて900ha（同98%）減少した。

エ 工芸農作物

18年産の茶の栽培面積は2万2,900ha（対前年比99%）、主産県の荒茶生産量は4万1,100t（同90%）で全国の45%の生産を占めている。

18年産のこんにゃくいも（主産県）は収穫量6万7,100t（100%）で、全国の主産地となっている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 担い手の育成・確保の推進

19年産からの品目横断的経営安定対策の実施に向け、対象となり得る担い手の育成・確保を図るため、農政局本局に都県別チームを編成し、都県及び関係機関・団体に担い手育成の働きかけや19年度担い手関係予算の説明会等を実施するとともに、農政事務所においても、市町村・農協等を対象とした地域の課題の聞き取り活動・担い手リスト整備の働きかけや、都県・市町村・農協等関係機関・団体と連携して、品目横断的経営安定対策の説明会、集落営農の組織化課題検討会、集落リーダーとの意見交換会、集落座談会への参加等を実施した。

また、品目横断的経営安定対策への加入推進を図るため、農政局本局には経営安定対策事務推進室を、農政事務所には事務推進チームと加入申請相談窓口を設置して、同対策のパンフレットやビラの作成と農業者への配布、農政局・農政事務所のホームページ・メールマガジン・情報誌への関係情報の掲載等を通じて、農業者に対して同対策の周知を行った。

さらに、同対策の加入申請受付に当たっては、市町村・農協等の協力を得ながら、農業者に対する加入受付事前説明会の開催、出張受付等を行い、申請受付が円滑なものとなるよう努めた。

以上のような取組の結果、認定農業者（特定農業法人を含む）や特定農業団体等の担い手の数が増加するとともに、19年産の秋まき麦作付者で収入減少影響緩和対策に加入する方の加入申請（18年9月から11月まで）は、4,092経営体、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付計画面積で3万haとなった。

イ 米政策改革の推進

関東農政局管内においては、各県に水田農業推進協議会（以下「県協議会」という。）が、市町村段階には470の地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）が設立されている。地域協議会では、水田農業の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するとともに、ビジョンに基づき作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地づくりに取り組んでいる。

関東農政局では、19年産米から農業者・農業者団体の主体的な新たな需給調整システムへ移行することを踏まえ、「関東農政局経営所得安定対策等推進本部」に米政策改革推進対策チームを設置し、新たな需給調整システムの具体的仕組み、農業者団体や行

政の役割、国の支援策の内容等について、県協議会及び地域協議会段階での説明会や意見交換を開催し、新たな需給調整システムへの円滑な移行を推進した。また、県協議会と連携し、地域協議会に対して、生産・販売戦略の再構築や担い手リストの抜本的な見直し等を行うよう指導し、地域段階でのビジョンの改訂作業を支援した。

ウ 環境保全型農業の推進

管内都県、中央会等関係機関及び局内関係課で構成する環境保全型農業推進会議を開催し、取組の検討や普及・啓発を依頼した。

平成17年3月に公表された環境と調和のとれた農業生産活動規範については、農林水産省補助事業(整備事業)に係る「農業環境規範」の普及状況調査を実施した(118事業実施主体で普及)。

土づくり・適正施肥対策については、技術普及のための研究会や土壌調査技術等の研修会を開催した。

持続農業法に基づく認定農業者(エコファーマー)は、増加し、19年3月末現在で、31,752件(前年同月末28,192件、対前年比12.6%増)となっている。

また、第12回環境保全型農業推進コンクールでは、神奈川県ながしま農園が農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞4点、奨励賞4点が選出され、平成19年3月に表彰式を開催し、あわせて事例発表を行った。

平成19年4月から開始される農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)については、リーフレットの作成・配布や、説明会の開催、県・市町村への要請活動等を通じ対策の周知及び取組の要請を行った。

エ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、管内の農林水産物・食品の輸出の取組を促進するためのセミナー・会議の開催、国の輸出促進事業等をはじめとした情報提供、輸出相談窓口活動等を行っている。セミナー・会議では、輸出の現状説明、輸出阻害要因についての意見交換、輸出に取り組んでいる生産者・流通業者からの実践的な事例紹介等を行った。

情報提供、輸出相談窓口活動では、農政局ホームページで輸出関連情報にわかりやすくアクセスできる画面を掲載(<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/yusyutu/index.html>)するとともに、輸出相談窓口で、輸出取組者からの相談・質問等に対応した。

管内の7県で輸出協議会等の組織が設置されてお

り、これら組織を中心に、国の委託事業による展示・商談会への出展や海外常設店舗への出品、在外公館での日本食PRへの出品等に取り組みされた結果、農林水産物・食品で輸出取引が開始されるなど成果をあげている。

オ 食の安全・信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産医薬品の生産資材調査、農産物のカドミウム等の残留有害物質等調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への混入防止措置の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応についての普及・啓発等を行うとともに、生産者等に対して農薬等のポジティブリスト制度の導入を周知するための説明会を開催した。

また、消費者の信頼を確保するために、「農薬に関する意見交換会」や「関東地域食品トレーサビリティ事例報告会」を開催する等、食品の安全施策についてのリスクコミュニケーションを推進するとともに、関東農政局が取り組む食の安全施策に関しての情報提供を行うため、ホームページ及び食料品消費モニターの活用、管内消費者団体等との意見交換会等を開催した。

さらに、生鮮食品等の表示調査、有機農産物の表示や認定生産行程管理状況等の調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための調査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示制度の普及啓発のため前橋市及び静岡市において地域フォーラムを開催した。

食育の推進については、厚生労働省と農林水産省が協同で策定した「食事バランスガイド」の普及・活用推進のため、消費者や食品事業者等を対象とする説明会の開催、管内都県の関係機関と連携した「地域版食事バランスガイド」の作成、出前講座への講師派遣、消費者等を対象としたイベント等への出展・資料配付等を行うとともに、地域における活動を「食の安全・安心確保交付金」で支援した。

また、子どもを中心とした消費者に農業や食に関する理解を深めてもらうため、農業・調理体験等の活動を各都県で実施した。

さらに、関係機関・団体と連携して、「食育月間」でのシンポジウムの開催、特別展示、フォーラム、セミナー等を開催した。

その他、「関東地域食育推進ネットワーク」の事務局として、ホームページの活用、メールマガジンの発行等を通じて参加者相互の情報交換や会員の情報

発信の支援を行うとともに、実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県毎に実施した。

カ バイオマスの利活用の推進

関東農政局では、関東地域の各省地方支分部局及び試験研究機関、都県からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」を開催し、各機関におけるバイオマスの取組状況について意見交換を行った。

また、「循環型社会の構築をめざして」と題したシンポジウムを開催し、平成18年度バイオマス利活用優良表彰受賞者の取組の紹介と有識者との意見交換を通じ、関東管内におけるより一層のバイオマス利活用の推進に寄与した。

更に、バイオマスの環づくり交付金による事業等の支援や、バイオマスタウン構想の普及・啓発を推進し、管内のバイオマスの利活用と、バイオマスタウン構想の推進を図った。

キ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が進める都市と農山漁村の共生・対流の各般の取組に対し、総合的な支援を行うため、関係府省の地方支分部局及び都県と連携し「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」を設置（15年7月）し、支援方策の検討やシンポジウム等を開催している。

18年度は、9月に民間レベルで「共生・対流」を推進するオーライ！ニッポン会議（代表；養老孟司 東京大学名誉教授）主催の「オーライ！ニッポン東京シンポジウム（東京都）」への支援を行った。

また、19年3月にjp.都市農村交流推進協議会関東支部と共催で「農山漁村地域における滞在プランづくりを考える」をテーマに『グリーン・ツーリズムセミナー in 関東2007』を開催するとともに、都県及び地方支分部局の共生・対流の取組や各種都市農村交流施設を紹介する小冊子「魅力いっぱい！関東のグリーン・ツーリズム」を作成・配布した。

さらに、関東農政局のホームページ（都市と農山漁村の共生・対流）及び広報誌「いぶき」を通じて、都県におけるイベントや農山漁村地域において行われる農林漁業体験、都市農村交流施設等の最新情報を提供した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との懇談会」、「報道関係者との現地調査」、「関東の食と農業・農村を語る車座座談会」、「経済団体との意見交換会」等の各種懇談会を開催し、広

く意見交換を行った。

また、新たな施策（品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策）の啓発・普及に向け関東ブロック、管内各都県別単位及び地域段階で説明会を実施した。

さらに、管内各都県で地域情報ネットワークを活用し、生産者、自治体、JA、生協、消費者など地域関係者間の連携を図りながら、その地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく提供するよう努めてきた。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

また、広報誌「いぶき」（隔月）を発行し都県、市町村、農業・消費者団体、各種モニターなどに配布した。並びに、農林漁業現地情報「むらとまちの話題」を毎月発行・配布した。

関東農政局ホームページでは、情報交換のためのネットワークとして、「あぐりテーブル関東」を運営するとともに、食料・農業・農村に関する情報を「関東食農 News」（メールマガジン、月2回程度）として提供すると同時に、ウェブアンケートを実施し公表した。

また、グリーン・ツーリズム、食育、農業体験をはじめとする各種技術指導など、様々な分野で活躍する人材を「農業・農村人材バンク」として紹介している。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行っている。

各地域で行われた農業祭等のイベントに参加し、農業施策等について広くPRを図った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

管内の18年度の経済情勢をみると、生産活動は、引き続き増加しており、企業の18年度の企業収益及び設備投資計画は、前年度を上回る見込みとなっている。

雇用情勢は、有効求人倍率の上昇傾向などにより、引き続き改善している。

個人消費は、全体として持ち直している。

なお、先行きについては、原油価格や海外経済の動向などに留意する必要がある。

イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

北陸の平成18年水田作経営農家1戸当たりの農業粗収益は240万円で、おおむね前年並みとなった。これは、米価格が低下したものの、1戸当たりの稲作作付面積が増加したこと等による。

一方、農業経営費は171万円で、前年に比べて3.5%増加した。これは、経営規模の拡大にともなう資材使用量の増加に加え、農機具費、光熱動力費が増加したこと等による。

このことから、農業所得は69万円となり、前年に比べて5.3%減少した。

また、農外所得は305万円で、前年に比べて10.5%減少した。なお、年金等の収入は176万円で、退職者等の増加により前年に比べて12.1%増加した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は550万円で、前年に比べて3.6%減少した。

水田作作付延べ面積規模別の農業粗収益及び農業所得をみると、経営規模が拡大することに伴ってともに増加し、20ha以上の農業所得は1,807万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成18年産水稲の作付面積（子実用）は、米の生産目標数量の減少等から前年産に比べ1,400ha（0.6%）減少し、21万6,200haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数が田植期以降の日照不足の影響等によりやや少なくなったものの、登熟が出穂期以降おおむね天候に恵まれ順調であったことから、前年産を1kg（0.2%）上回る535kgとなり、作況指数は100となった。

県別には、新潟県が作況指数100の541kg、富山県が102の545kg、石川県が100の515kg、福井県が100の516kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を6,000t（0.5%）下回る115万7,000tとなった。

品種別には、コシヒカリが88万4,700tで全収穫量の76.5%を占めた。

イ 麦

平成18年産六条大麦（子実用）の作付面積は、需要の増加等により前年産に比べ60ha（0.8%）増加し、7,390haとなった。

10a当たり収量は、初期生育が天候に恵まれて順調であり、全粒数が前年産を上回ったこと等から、前年産を40kg（16.7%）上回る280kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を3,100t（17.6%）上回る2万700tとなった。

ウ 大 豆

平成18年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、水稲からの転換により前年産に比べ100ha（0.7%）増加し、1万5,000haとなった。

10a当たり収量は、梅雨入り後の多雨や8月の高温等による作柄への影響がみられたものの、台風第14号等の影響により作柄が低下した前年産を2kg（1.4%）上回る141kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を500t（2.4%）上回る2万1,200tとなった。

エ 畜 産

平成19年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は565戸（前年同月比3.9%減）で、飼養頭数は2万1,700頭（同4.0%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は588戸（同6.4%減）で、飼養頭数は2万5,000頭（同0.4%減）となった。

豚の飼養戸数は260戸（同4.4%減）で、飼養頭数は30万4,300頭（同5.0%増）となった。

採卵鶏の飼養戸数は136戸（同3.5%減）で、飼養羽数は1,052万6千羽（同9.4%増）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地方公共団体、関係団体及び地域各層との意見交換の実施

(ア) 「農政相談所」を窓口とした「施策提案会」を実施し（管内各県、市町村、土地改良区等）、地域農政推進のために意見交換を行った。

(イ) 管内農林・農地部長会議を18年9月に開催し、経営所得安定対策等の推進に向けた取組について討議を行った。

(ウ) 各分野で活躍されている方々が委員となっている北陸地域農政懇談会を19年3月に開催し、19年度北陸農政局行動計画（案）について意見交換を行った。

(エ) 管内の農協中央会の代表者と意見交換会を18年12月に開催し、経営所得安定対策等について意見交換を行った。

(オ) 管内の農業法人協会の代表者と意見交換会を19年1月に開催し、経営所得安定対策等に対応した農業法人の役割について意見交換を行った。

イ 経営所得安定対策の推進

「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月）に基づく施策の円滑な導入を図るため、「北陸農政局経営所得安定対策等推進本部」（平成17年11月設置）において関係者の連携を図りつつ、説明会等を開催し、農業者・農業団体・地方公共団体等への周知・徹底を図った。

(ア) 品目横断的経営安定対策の推進

品目横断的経営安定対策の対象となる担い手（認定農業者、集落営農組織）の育成・確保を図るため、北陸農政局経営所得安定対策等推進本部の下に課長を長とする担当チームを各県ごとに組織し、農政事務所と連携してそれぞれの県の実情に即した推進を図った。推進に当たっては、各県・市町村・農業団体等と連携し、説明会の開催、加入申請に向けた推進キャラバン等を実施したほか、国庫補助事業により集落営農育成を支援するなど多様な手法による推進を行った。

平成18年9月1日から11月30日にかけて、平成19年産の秋まき麦の収入減少影響緩和対策の加入申請が行われ、北陸農政局管内で1,166経営体、うち認定農業者768経営体、集落営農398経営体からの申請があった。申請者の作付計画面積は7,907haと19年産4麦作付面積に対して98%となった。

(イ) 米政策改革の推進

a 推進体制

(a) 「北陸農政局経営所得安定対策等推進本部（平成17年11月設置）」の下に「米政策改革推進対策チーム」を設置し品目横断的経営安定対策等と一体的に取り組み体制を整備するとともに、北陸局米政策推進方針及び行動計画を策定し、これに基づき管内での推進活動を統一的に実施した。

(b) 地域協議会(100)の事務局体制については、会長（JA68、市町村24、その他8）、事務局（JA25、市町村68、その他7）となっている。また、生産調整方針作成者全員が地域協議会に参画する体制が整備された。

(c) 福井県吉田郡と坂井市の地域協議会では、行政とJAとのワンフロア化が行われ、JAと行政との一体的な取組体制が構築された。

b 米の需給調整に係る取組状況

(a) 地域協議会

19年産からの農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムへの円滑な移行に向け、①地域水田農業ビジョンの検証と高度化、②産地づくり交付金等の有効活用、③配分基準単収の適切な設定、④全てのJA等方針作成者の参画、⑤需要実績等に応じた配分要素の拡大について助言・指導を行った。

(b) 生産調整方針作成者

生産調整方針作成者の責務として、①地域協議会への参加、②地域協議会において決定

された配分ルールを踏まえた農業者への生産数量目標の配分、③農業者への的確な需要情報等の伝達について助言・指導を行った。

(c) 生産調整非参加者

重点推進対象者として4ha以上の非参加大規模農業者をリストアップし①戸別訪問②個別相談会③意見交換会及び各種会議を、地域協議会等と連携し実施した。

(d) 相談ダイヤル、アドバイザー活動の実施

生産現場での米政策改革の円滑な実施が図られるよう、農業者や関係機関からの相談等に対応するため、相談ダイヤル及びアドバイザー活動を引き続き実施した。

(e) ライス・ランドインフォメーションの発行

北陸地域における農業状況や米の情報を局独自に収集・掲載した「ライスランド・インフォメーション」を年3回発行し、地域協議会、JA等関係機関に配布・説明を行うとともに、北陸局ホームページにも掲載した。

c 米政策改革支援措置の取組状況

(a) 集荷円滑化対策

需給調整の実効性を確保するため各種米支援対策の入口要件であることから同対策への加入促進を図るため4ha以上の未加入者を重点推進対象者として選定し、参加誘導（ローラー作戦II）を行った。（加入率は87%の高位水準を維持）

18年産については、全国の作況指数が96となったため同対策は発動されなかった。

(b) 稲作所得基盤確保対策

需給調整のメリット対策であることから全農業者を対象にパンフレットを配布するとともに、集落座談会等を活用し、加入促進活動を実施した。18年産の加入状況は、契約者数で140,137人（対前年9,248人減）、契約数量で714,064t（対前年241t増）となった。

(c) 担い手経営安定対策

担い手への米価下落対策の上乗せ措置としてのメリット対策であることから、19年度からの品目横断的経営安定対策への円滑な移行を図るため4ha以上の未加入者を重点推進対象者として戸別訪問を行うなど個々に加入促進活動を実施した。18年産の加入状況は、加入者数で6,142件（対前年1,279件増）加入面積35,062ha（対前年5,737ha増）となった。

(d) 産地づくり対策

産地づくり交付金は地域水田農業ビジョンの実現を図るため、地域自らが創意工夫をもって決めた用途に活用できることから、地域協議会に対しその有効活用を図るよう助言・指導を行った。

更に県協議会と連携し用途の活用状況等についてヒアリング及び現地調査を行った。18年産の交付総額は約140億円となった。

(ウ) 農地・水・環境保全向上対策の推進

北陸地域における農地・水・環境保全向上対策を推進するため、管内関係機関と連携した啓発普及活動を実施したほか、市民参加型広報活動としてシンポジウムなどを開催し、広く一般市民等に農地や農業用水などの資源の重要性やそれらの資源の保全管理の必要性について理解促進を図った。

また、19年度からの本施策の本格実施に向け、局内関係部局と連携し、水土里・環境保全推進室を設置し、地域協議会や活動組織の円滑な設立に向け、計画書や申請書の事前審査等の支援に努めた。

ウ 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上への取組を一層広めるとともに、より多くの消費者の方々に理解と協力を求めるため、「食べよう！作ろう！うまいもん北陸！～ライスランド北陸2006～」を標語として、キャンペーン活動を展開した。

キャンペーンの実施にあたり、平成17年度に公募により決定したシンボルマークを用いて、ポスター、のぼり旗、Tシャツを作成し、キャンペーンのPRに活用した。

キャンペーンでは、米粉製品の料理講習会、シンポジウムや意見交換会のほか、若手お笑い芸人を交えたイベント「夏バテをふき飛ばせ！食と健康」や、金沢のサッカーチームと協力したイベント「親子で学ぼう！食・運動・健康のハットトリック」の開催など、幅広い取組によりPRを実施した。

エ 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

農業をテーマに、11月に福井県でリスクコミュニケーションを開催した。また、生産段階におけるリスク管理を徹底するため、11月の「食品安全GAP北陸ブロックセミナー」の開催等によりGAPの普及に努めたほか、残留農薬や有害物質の調査を実施した。さらに、消費者の信頼確保等を目的として、牛トレーサビリティ法に基づく牛の飼養者等に対する監視・指導、JAS法に基づく食品事業者に対する食

品表示の監視・指導等を行った。

オ 地域における食育の推進

(ア) 「食事バランスガイド」を活用した取組

「食事バランスガイド」については、出張講座において消費者等に対して説明（83回）を行ったほか、各種イベント等の機会を利用して普及および活用の推進に努めた。

また、季節ごとの「わが家・我が地域の自慢料理」を募集（189点）し、「食事バランスガイド」に当てはめた結果等を添えて、ホームページや冊子等で幅広く紹介した。

(イ) 「食育月間」及び「食育の日」を中心とした取組

6月の「食育月間」において、「食育シンポジウム」を開催するとともに、「消費者の部屋」で「子どもの食育」をテーマとした特別展示を行うほか、管内各地（7ヶ所）で「移動消費者の部屋」を開設し、食育関連のパネル展示等を行った。

また、毎月19日の「食育の日」には、「食事バランスガイド」の説明やパネル等を使った食育関連情報の提供を行った。

さらに、9月には近江町市場において「移動消費者の部屋」を開設し、食育関連の情報提供を行うとともに、12月には七尾市で「食育セミナー in 能登」を開催した。

(ウ) 教育ファームの取組と利活用の促進

管内の優良事例を把握するとともに、19年3月には全国優良事例集「Go！Go！教育ファーム」を管内の全市町村へ配布し教育ファームの周知に努めた。

カ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進に向けた取組を効果的、効率的に実施するために、バイオマス利活用推進計画を策定し、以下の取組を実施した。

(ア) バイオマス利活用の推進に向けた取組

セミナーの開催、木質バイオマス利活用推進会議の開催、北陸農政局管内の市町村を対象としたバイオマス利活用に関するアンケート等を実施した。

(イ) バイオマスタウン構築の推進に向けた取組

バイオマスタウンを策定し、地域の主体的な取組の推進を図ることを目的として、管内市町村等に対して、バイオマスタウン構想の説明及び支援策（交付金）の説明等を行った。

さらに、バイオマス製品の普及促進を目的とし

て、金沢広坂庁舎の食堂へバイオマストレイの導入を実施した。

キ 農産物等の輸出促進に向けた取組

輸出に関する情報の共有、輸出促進に係る企画・実行を効果的、効率的に推進するために、輸出促進連絡調整体制の整備や輸出促進活動計画を策定し、以下の取組を実施した。

(ア) 輸出促進に向けた取組

局ホームページに農林水産物等の輸出促進コーナーの開設、セミナーの開催、外国留学生等との食談会の開催、北陸4県の農林水産物等を紹介した外国向けパンフレットを作成し海外に配付等を実施した。

(イ) 北陸各県の連携促進に向けた取組

各県の農産物等の輸出促進担当者を対象とした、農林水産物等輸出促進担当者会議を開催し、各県における輸出への取組状況や国への要望など意見交換を行った。

ク 農政情報受発信の推進

(ア) 農林水産施策の総合的な情報の受発信

品目横断的経営安定対策、食料自給率向上、輸入促進などの重要施策について県、市町村、報道機関、有識者、消費者団体、農業関係団体等に対して情報提供を行うとともに、広く意見・要望の収集を行った。

(イ) 対面による情報受発信

(ア)に掲げた重要政策、その他農林水産施策の情報及び関連情報等について、自治体、JA等の農業関係団体、消費者団体、オピニオンリーダー、情報交流モニター等に対して、対面による定期的な情報の受発信を行った。

(ウ) 各種媒体を通じた情報受発信

a ホームページ

北陸農政局ホームページでは、品目横断的経営安定対策、食料自給率向上、輸出促進などの農林水産政策情報をはじめとした食料、農業、農村等に関する情報を、分かりやすく迅速に提供するとともに、ご意見・お問い合わせコーナーの設置により、地域の方々から広く質問、意見・要望等を受信し、質問事項については、迅速に対応した。

b メールマガジン

北陸地域の食料・農業・農村に関する情報を配信・提供するため、北陸農政局メールマガジン「あぐり北陸」を毎月2回（5日、20日）定期配信したほか、読者から要望があった北陸地

域の担い手の育成・確保の動向を紹介する「担い手育成コーナー」を新たに設けた。

(4) 関係機関との連携強化

ア ほくりく「食」と「農」の消費者ネット

消費者団体や消費者行政担当部局と「食」と「農」に関する情報・意見交換等を行う「ほくりく『食』と『農』の消費者ネット」による消費者団体等との意見交換会を開催した。（計11回）

イ 「食育ネットほくりく」の設立等

様々な分野で食育に取り組んでいる団体や個人との連携・協力を通じて食育を積極的に推進していくため、ネットワーク（食育ネットほくりく）を18年7月に設立した。

また、各県においてネットワークメンバーとの意見交換会を開催した。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の実施

高病原性鳥インフルエンザが発生したとの想定の下、富山県等と連携したシミュレーションを実施した。また、高病原性鳥インフルエンザが宮崎及び岡山県で発生した際には、管内の消費者団体等に対して正確でわかりやすい情報を提供するとともに、小売店舗での表示状況の調査を実施し、不適切な表示があった場合には是正するよう指導した。

エ 食品表示地域フォーラム等の開催

食品表示の現状と課題等について幅広く意見交換会を行うため、石川県及び関係機関と連携して「食品表示地域フォーラム in かなざわ」を開催した。また、食品表示の普及・啓発のため、県等と連携して地域セミナー及び出張講座を実施した。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

イ 報道関係各社論説委員長等との懇談会

報道機関で農業関係記事等の報道にあたり、主導的な役割を果たしている論説委員長等と農政局幹部との現地懇談会を18年10月に実施した。

ウ 食育への対応

食育の啓発誌「食育を進めよう！」を発行するとともに、毎月初めにメールマガジン「食育ネットほくりく」の配信、隔月に広報誌「はぐくみ」を発行して食育に関する情報提供を行った。

エ 広報誌の発行

農政局広報誌「グリーンアングル」(季刊)を、読みやすさ、分かりやすさ、親しみやすさを基本に、農政の理解、浸透を図るとともに、地域の新しい情報などの紹介を行い、関係団体のほか図書館や病院、金融機関等に配布し、農政局が取り組む農林水産施策や地域の取組事例等の情報提供を行った。(年4回)

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年4月以降の管内景気の動向は、緩やかに拡大している。国内需要は、設備投資が増加を続けており、住宅投資も高水準で推移しているほか、個人消費も基調として緩やかに回復している。一方、公共投資は予算規模縮小が続き、基調として緩やかに減少している。輸出は、米国の自動車販売の減速等を反映してこのところ幾分鈍化しているが、穏やかな増加を続けている。こうしたなか、生産は足もと一服しているが、総じてみれば増加基調をたどっている。この間、企業収益は改善を続けており、雇用・所得も改善している。また、消費者物価指数(除く生鮮)は、前年比プラスを続けている。先行きについては、海外の景気の動向と為替相場、原材料価格の動きが企業活動や企業収益に及ぼす影響、個人消費の動向を注意深くみていく必要がある。

イ 農業経営の概要(水田作経営)

東海3県における平成18年の水田作経営農家の1戸当たり農業粗収益は105万3千円で、前年に比べ4.7%増加した。一方、農業経営費は99万6千円で、前年に比べ5.3%増加した。この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は5万7千円となり、前年に比べ5.0%減少した。

また、農外所得は345万4千円で、前年に比べ5.2%減少し、年金等の収入は221万4千円で、前年に比べ1.0%減少した。この結果、農業所得に、農外所得、年金等の収入及び農業生産関連事業所得を加えた総所得は572万5千円となり、前年に比べ3.6%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成18年産水稲の作付面積は8万9,800haで、前年産に比べ800ha(1%)減少した。

10a当たり収量は492kgで、前年産を5kg(1%)下回った(作況指数:99)。

これは、登熟はおおむね順調であったものの、7

月までの低温・日照不足等によりもみ数がやや少なくなったためである。

収穫量は44万1,500tで、前年産に比べ9,000t(2%)減少した。

イ 小麦

平成18年産小麦の作付面積は1万3,300haで、前年産並みとなった。

10a当たり収量は277kgで、前年産を37kg(12%)下回った。

これは、生育終期に湿害(枯れ熟れ)が多く発生したことに加え、日照不足の影響により、登熟がやや不良となったためである。

収穫量は3万6,800tで、前年産に比べ4,900t(12%)減少した。

ウ 大豆

平成18年産大豆の作付面積は9,550haで、前年産に比べ180ha(2%)増加した。

10a当たり収量は150kgで、前年産を7kg(4%)下回った。

これは、登熟はおおむね順調であったものの、着きや数がやや少なかったためである。

収穫量は1万4,300tで、前年産に比べ400t(3%)減少した。

エ 茶

平成18年産茶の摘採延べ面積は9,360haで、前年産に比べ450ha(5%)減少した。

生葉収穫量は4万600tで、前年産に比べ4,300t(10%)減少した。

これは、摘採延べ面積の減少に加え、低温・日照不足の影響により、芽伸びがやや悪かったためである。

荒茶生産量は8,890tで、前年産に比べ1,110t(11%)減少した。

オ 野菜

平成18年産主要野菜の作付面積は2万4,400haで、前年産並みとなった。

収穫量は82万2,900tで、前年産に比べ5万7,400t(8%)増加した。

これは、おおむね天候に恵まれたことから、秋冬野菜を中心に生育が順調であったためである。

品目別では、秋冬もののキャベツ、にんじん、ブロッコリー、ねぎ等が5~15%増加した。

出荷量は68万6,100tで、前年産に比べ2万8,200t(4%)増加した。

カ 果樹

平成18年産主要果樹の結果樹面積は9,880haで、前

年産並みとなった。

収穫量は12万5,300 tで、前年産に比べ2万1,600 t (15%) 減少した。

これは、天候不順により着果数が少なかったことや、少雨により果実肥大が抑制されたためである。

品目別では、みかんが5万2,700 t (前年産に比べ20%減少)、かきが3万4,300 t (同11%減少) となった。

出荷量は10万7,800 tで、前年産に比べ1万7,700 t (14%) 減少した。

キ 花 き

平成18年産花き(主産県)の作付(収穫)面積は、切り花類が1,920ha(前年産に比べ4%減少)、鉢ものの類が523ha(同5%減少)、花壇用苗ものの類が205ha(同4%減少)となった。

ク 畜 産

(ア) 乳用牛

平成19年2月1日現在の飼養戸数は871戸で、前年に比べ20戸(2.2%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は63.8頭で、前年に比べ0.4頭(0.6%)減少した。

(イ) 肉用牛

平成19年2月1日現在の飼養戸数は1,530戸で、前年に比べ30戸(1.9%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は80.3頭で、前年に比べ2.2頭(2.8%)増加した。

(ウ) 豚

平成19年2月1日現在の飼養戸数は430戸で、前年に比べ16戸(3.6%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は1,405.8頭で、前年に比べ57.1頭(4.2%)増加した。

(エ) 採卵鶏

平成19年2月1日現在の飼養戸数は486戸で、前年に比べ14戸(2.8%)減少した。

成鶏めす羽数は1,764万6千羽で、前年に比べ58万5千羽(3.4%)増加した。

1戸当たり成鶏めす羽数は3万6,300羽で、前年に比べ2,200羽(6.5%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア ふるさと農林水産フェアによる取組

ふるさと農林水産フェアは、愛知県の農林水産業や農山漁村の文化に触れ、食料等の生産活動と地産地消の大切さについて楽しく学ぶ場として、中日新聞社等の主催で春と秋の2回開催された。東海農政局は、本フェアを後援するとともに、来場者等に対し各施策の広告・宣伝を行った。特に11月3日～5

日に名古屋市「愛知県体育館」で開催された秋のフェアでは、「食料自給率の向上に向けて」～世界が注目・日本の食と健康!～をメインテーマに、東海農政局全体で積極的な取組を行った。東海農政局のブースでは、「食料自給率の向上」、「食育の推進」及び「食の安全」のコーナーを常設し、「食と健康を支える知識と技術」「農村の水土里がみどり育む食と自然と環境」「日本の食の原点はお米」等のコーナーを日替わりで展開した。各ブースでは、食料自給率クイズ、パソコンを使った食事バランスのチェック、食品表示クイズ、青紫色カーネーションの展示、田んぼのいきもの当てクイズ、米粉パン・うどんの試食等を行った。11月3日には、松岡元農林水産大臣が視察された。

イ 品目横断的経営安定対策の取組

東海農政局は、農業者及び関係者に対策の内容を理解してもらうことを最重要課題と位置づけ、対策を広告・宣伝するためのキャラバンを行うとともに、県、市町村、集落等各段階で行われる説明会等に出席し、対策の広告・宣伝と加入に向けた説明を行った。9月から行われた秋まき麦を作付けする者の加入受付では、集落あるいは市町村単位で出張受付を開催し、対象者に対策の説明と申請書の書き方等の説明を行い、その場で受付を行った。その結果、986経営体(岐阜県208経営体、愛知県299経営体、三重県479経営体)が対策に加入した。内訳は、認定農業者が815経営体(岐阜県132経営体、愛知県292経営体、三重県391経営体)、集落営農組織が171経営体(岐阜県76経営体、愛知県7経営体、三重県88経営体)と、集落営農組織が17%となっている。平成19年4月より米・大豆等を作付けする者の加入手続き、米・大豆の収入減少影響緩和交付金積立申出、麦・大豆の過去の生産実績の登録が始まり、さらには交付申請へと、品目横断的経営安定対策が本格的に実施されている。また、東海地域では担い手の育成を図るため、130市町村が農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想を策定しており、この基本構想に示された農業経営の指標を踏まえ農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた認定農業者は、18年3月末には前年比3.4%(234経営体)増加して7,037経営体に達し、それぞれの経営体が農業経営改善計画の目標達成に向けて、経営の改善・発展に取り組んでいる。さらに、平成19年2月1日現在の集落営農数は、東海地域で813となっており、これを県別にみると、岐阜県300、愛知県262、三重県251となっている。農業生産法人化の状況を見ると、既に農業生産法人

となっている割合では、全国に比べ、岐阜県が15.0%と高い状況にある。また、三重県では農業生産法人化計画を有している集落営農の割合が42.6%と高い状況にあるが、これは品目横断的経営安定対策への加入要件を満たす集落営農を目指して取組を強化した結果であるといえる。

ウ 農地・水・環境保全等の取組

東海農政局は、「農地・水・農村環境保全向上対策」の本格的な導入に向け、平成18年度に農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業として、保全向上活動に対するモデル的な支援を行うとともに、保全向上活動を実施する体制の試行的整備の推進及び保全向上活動に対するモデル的な支援の実効性の検証を行うものとして、東海地域で28地区において実施した。また、水・土・里を守り、次世代に継承するために、都市と農村の協働・出会いの場として平成17年度から「水土里フォーラム」を設立し、都市と農村を結ぶネットワークづくりや、農業農村の応援団づくりを進めている。平成18年度は、「水土里フォーラム2006」と題して合計5回開催し、1,340名の参加があった。参加者は、名古屋市を中心とする都市の消費者や開催地の住民が大部分であった。さらに、農作業体験や意見交換を通じて、農業農村についての理解を深め子供のころから農業・農村を身近に感じてもらうことが大切であるとの観点から、地域に密着した活動に取り組んでいる名古屋勤労市民生活協同組合、NPO法人グランドワーク東海と共同で、管内に伝わる「農」にまつわる昔話、「にわとり石（愛知県豊田市）」、「濃が池（岐阜県中津川市）」及び「せんがりの田（三重県名張市）」の3話を絵本にした「東海の昔話」を作成し、名古屋市立春田幼稚園で寄贈式を行い、名古屋市や昔話が伝えられている地区にある保育園、幼稚園、小学校、図書館等に寄贈した。

エ 食育の推進

東海農政局は、専門的知識を有する学識経験者の協力を得て、特に食習慣形成の重要段階にある幼児期の子どもの対象とした食育パンフレット、食育シールブック「Daisuki だいすき」を3月8日に公表した。このパンフレットは親しみやすいイラストを活用し、子どもがシールを使って遊んだりクイズを解きながら、郷土料理や摂取不足と言われている野菜に興味を持てるようにした。本パンフレットの内容は、基本的には子ども向けとしつつ、保護者の方にも「おうちの方へ」という啓発欄を設けて、活用する上でのポイントをアドバイスする形にしており、幼児期の子どもの保護者、保育所、食育の啓発

活動団体等に配付する予定である。また、「食事バランスガイド」の一層の普及・活用と地域の食文化への理解促進のため「東海食事バランスガイド」を活用して、様々な取組を行った。

オ バイオマスタウン構想の推進とその利活用

東海地域においては、岐阜県白川町と三重県伊賀市が、平成18年度にバイオマスタウン構想を策定し、平成19年3月に公表した。岐阜県白川町は、基幹産業である林業・木材産業の未利用間伐材、林地残材、製材くず等の有効利用を目指し、三重県伊賀市は、生ごみ及び動植物性残さ、家畜排せつ物、木質系廃棄物などを、堆肥・加工製品、またはエネルギー源として、地域の産業特産物の生産等に利用することで、1次産業から2次、3次に繋がる6次産業となるバイオマス地域利活用システム構築を目指すことにしている。また、平成18年度の「バイオマス利活用優良表彰事業」においては、愛知県東海市にある「コカ・コーラセントラルジャパンプロダクツ株式会社」が飲料製品製造過程で排出するコーヒー豆かす・茶かす・廃水汚泥・廃棄商品をメタン発酵させ、バイオガス発電による電力と発生した水蒸気を工場内でエネルギーとして活用する取組を評価され社団法人日本有機資源協会会長賞を受賞している。

カ 輸出促進に向けた取組

東海地域においては、主要輸出拠点までの恵まれた輸送アクセスに加え、一大輸出拠点である名古屋港の24時間運用化や中部国際空港のアジア主要都市との定期路線開設を好機として捉え、各県及び地域段階において農林水産物等のテスト輸出、地域輸出協議会及び各種貿易セミナーの開催が実施されるなど輸出拡大に向けての気運が高まっている。岐阜県では、平成16年度から「岐阜県農林水産物輸出促進協議会」が主体となり、香港百貨店において県農産物の広告・宣伝、販売フェアを開催し、富有柿、ハツシモ（米）等の輸出の取組が継続的に実施されている。愛知県では、県段階の輸出促進協議会である「あいちの農産物輸出推進研究会」が発足し輸出促進に向けた情報収集や検討が行われている。また、地域段階での輸出促進の取組として愛知県の東三河地域の行政・農業関係団体等で構成される「豊橋田原農産物輸出研究会」では、平成18年10月にタイへ地場特産品である「次郎柿」のテスト輸出が実施され、今後もさらなる取組が期待される。三重県では、ジェトロ三重が中心となった水産物・食品輸出セミナーの開催や、地域商工会等と連携した海外見本市への出展等の取組が実施されている。東海農政局で

は、平成18年11月に局内の輸出促進体制を強化するため、関係各課をメンバーとする「東海農政局農産物・食品等輸出促進推進チーム」を設置するとともに、管内のさらなる輸出促進や情報共有等を図るため、各県、農業団体、植物防疫所及び貿易業者等を参集範囲として、農林水産物等輸出促進に向けた情報交換会を平成19年1月に中部国際空港において開催した。また、管内の輸出事例を詳細に把握するため、農産物輸出実績のある現地の実態調査を実施するとともに、各種輸出促進セミナーに参加することにより農産物輸出に係る現状と課題の整理に努めた。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会、管内各県主務部長政策提案会、マスコミとの懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、マスコミ、消費者、農業者と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及、食料自給率の向上、農業の多面的機能や資源保全、バイオマス推進等の啓発を図った。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報の発信と意見交換

プレスリリースの発信（143回）、記者へのレクチャー（7回）、報道関係者現地調査（平成18年11月24日愛知県下）を実施し、報道関係者に迅速な情報提供を行うとともに意見交換等を行った。

イ ラジオ番組「くらしと農業」の放送

メディアを使った広報活動では、東海農政局の具体的な取組を中心に紹介するラジオ番組「くらしと農業」を制作し、平成18年9月から12月にかけて、全13回放送し、その内容をホームページに掲載した。

ウ 広報誌の発行

総合広報誌「View～東海の食料・農業・農村～」を年4回（合計1万1,200部）発行し、管内各地域の情報はじめ各種施策の紹介を行い、消費者・農業者、学校など行政機関や農業関係団体に配付した。

消費者向けには「10万回の「食卓」—東海の食と農—」を年1回（1万1,000部）発行し、管内の食に関するトピックスの紹介事例を通じて、食料自給率向上及び地産地消の取組の推進を図った。

エ ホームページ等による各種情報の発信

平成18年度は、ホームページ上で、食料・農業・農村基本計画、米政策改革、環境政策、食の安全・安心等の政策情報に加え、さらに新たなページとして「農林水産物等の輸出促進」などを増設し、農業関係者、消費者等に向け広く情報発信を行った。

また、各種シンポジウム、セミナー、イベントの紹介、統計公表等、地域に関する情報発信を随時行った。18年度のトップページのアクセス件数は24万2千件で、前年度に比べ32%の増加となった。

ホームページをより見やすく使いやすいものとするために、ホームページの再構築作業を進め、平成18年5月からは新たなホームページの運用を開始した。

メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月発信した結果、18年度末現在の読者は4,843名で、前年度に比べ減少したが、安定した読者数を維持している。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年の近畿経済は、回復が続いた。

主要項目別で見ると、生産活動は、当初の持ち直し基調から増加基調に転じ、一部業種では減少が見られるものの、全体では堅調に推移している。輸出は、前半の拡大基調から後半も好調に推移しており、一方輸入は、引き続き前年を上回っている。設備投資は、全産業で前年度を大幅に上回る計画となっている。個人消費は、天候要因などから当初大型小売店販売額及びコンビニエンスストア販売額が低調であったが、大型小売店販売額は飲食料品の好調な推移により、またコンビニエンスストア販売額は店舗数増加によりそれぞれ持ち直し、総じて持ち直しが続いている。雇用情勢は、有効求人倍率が前半1倍を超え上昇を続け、後半おおむね横ばいとなったが高水準で推移しており、完全失業率も前年を下回っているなど、改善している。

イ 農業経営

18年の水田作経営農家1戸当たりの農業粗収益は111万円で、野菜、豆類収入の増加などから前年に比べ1.9%増加した。一方、農業経営費は105万円で、農機具の減価償却額や原油高騰に伴う光熱動力費の増加などから前年に比べ5.8%増加した。

この結果、農業所得は6万円となり、前年に比べ37.9%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

18年産水稲の作付面積は11万4,200haで、前年に比べ2,500ha (2.1%) 減少した。これは、18年産米生産目標数量の減少や、生産者の労力事情等によるものである。

作柄は、7月が日照不足で経過したもの、8月以降が総じて良好な天候で経過したこと等から、作況指数98で、10a 当たり収量499kg、収穫量は56万9,600t となった。

イ 野菜

18年産野菜（主要14品目のうち、にんじん、レタス、ピーマンを除く）の作付面積は1万4,400haで、収穫量は、49万2,300t、出荷量は36万1,000t であった。

ウ 果樹

18年産果樹（主産県）のうち、温州みかんの結果樹面積は8,670haで前年に比べ10ha (0.1%) 増加した。収穫量は17万t で、前年産に比べ4万3,800t (20.5%) 減少した。これは、日照不足等の影響により10a 当たり収量が前年産を下回ったためである。

かきの結果樹面積は4,730haで、前年に比べ20ha (0.4%) 減少した。収穫量は7万5,500t で、前年産に比べ1万5,600t (17.1%) 減少した。これは、日照不足等の影響により10a 当たり収量が前年産を下回ったためである。

うめの結果樹面積は5,410haで前年に比べ160ha (3.0%) 増加した。収穫量は、7万100t で、前年産に比べ2,100t (2.9%) 減少した。これは、降ひょう等の影響により10a 当たり収量が前年産を下回ったためである。

エ 畜産

19年2月1日現在における、家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は4万2,500頭で前年に比べ1,500頭 (3.4%)、肉用牛は9万900頭で前年に比べ2,800頭 (3.0%)、それぞれ減少した。これは、飼養者の高齢化により休廃業があったためである。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 18年度における重点的な取組

18年度は、農業の構造改革を推進する品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の3つの対策の円滑な導入に向けた施策を重点的に取り組んだ。

(ア) 農政改革への取組

a 農業の構造改革（農政改革関連3対策）の推

進

農業・農村において、意欲と能力のある担い手の育成・確保及び農業の多面的機能と農村振興を図るため、近畿農政局では、足並みを揃えて農政改革関連3対策（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）を展開するための部課室横断的な体制として「経営所得安定対策等大綱推進プロジェクトチーム」（チーム長：局次長）を平成18年7月に設置した。プロジェクトチームの下、各対策担当者で情報を共有しつつ、各種説明会の開催や3対策合同のリーフレットを作成するなど、19年度からの本格的な導入に向けた取組を行った。

b 品目横断的経営安定対策の受付開始

平成18年9月1日から始まった、品目横断的経営安定対策の秋まき麦の加入受付を、管内の各農政事務所の地域課や統計・情報センター41カ所に申請窓口を設けて行った。

また、加入申請者の利便性を確保するために、関係機関の協力を得ながら、麦の作付予定面積が多い滋賀県、兵庫県を中心に、延べ150回を超える出張相談や受付を行った。

この結果、近畿管内では、756経営体の認定農業者と579経営体の集落営農組織から加入申請があり、申請者の19年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）計の作付予定面積は9,308haとなり、ほぼ18年産作付面積の水準となった。

c 米政策改革推進対策に係る支援状況

平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて、将来の水田農業のあり方を地域で考える「地域水田農業ビジョン」の作成が管内各府県234の地域で策定された（平成18年5月現在）。このような地域での取組を支援するため、市町村、JA等農業関係団体や大規模農家等との意見交換会を毎年実施するとともに、平成18年7月に「高度化する地域水田農業ビジョンの実現に向けた講演会」を開催し、水田における野菜をはじめ園芸作物の生産や地産地消の先進的な取組事例の紹介を行った。また、19年産から農業者・農業者団体が主体的に行う新たな需給調整システムへの移行を受けて平成18年7月から8月にかけてビジョンの高度化等に資するため、府県、地域水田協議会に対して助言活動等を行った。さらに10月に「新たな需給調整システムへの移行に向けたフォーラム」を府県

水田協議会と共催した。

また、平成19年3月に都市住民だけでなく、内外の観光客や留学生をも対象として、米の食文化を含めた地域の伝統文化を紹介することにより、米の重要性を再認識し、米の潜在的な消費を、刺激・拡大するとともに、生産者に稲作に誇りをもって、需給に応じた安定生産を実現する機会を創ることを目的に「お米の文化と田園風景による美しい郷土（くに）づくりに関するフォーラム」を開催した。

d 農地・水・環境保全向上対策の導入に向けての取組

「品目横断的経営安定対策」と「車の両輪」として位置付けられる「農地・水・環境保全向上対策」は、19年度からの本格的な実施に向けて、17年度の実態調査に引き続き、18年度には実際の地区での支援を通じて、施策を実証するモデル支援事業として近畿管内では58地区で実施した。

近畿管内のモデル地区58地区の概要として、営農類型別では、地区の農用地面積のうち70%以上が水田である「水田型」が8割を占め、1地区当り農地面積は約62haであり、全国の57haと同規模である。

また、活動組織の地区設定要因は、集落単位での組織構成が7割となっており、地域協議会は、県出先単位で設置された兵庫県を除く他5府県とも全府県単位で協議会を設立している状況であった。

モデル地区の内、従来から水路等の適切な保全管理を実施していた地区は、約8割に達し、今後も先進事例地区としての期待がかかる。

(イ) 食料自給率向上の普及・啓発の取組

a 「第2回近畿食と農ふれあいフェスティバル」の開催

国民の食への関心を高めるとともに、食料自給率向上の重要性を広くPRしようと、平成19年2月3日、京都市内において、生産者と消費者の交流イベント「第2回近畿食と農ふれあいフェスティバル」を開催した。

今年度のフェスティバルは、「見つけよう近畿の地場もの良い素材」をキャッチフレーズに、出展ブースでは、管内の地方公共団体や農業団体等61の団体が参加して地場の農畜産物や、米粉パン、みそ等の加工品の試食・販売等が行われた。また、食育シンポジウムやステージアト

ラクションも行われ、4千人を上回る来場者があった。

b 「近畿食と農のサテライトステーション」の開設

スーパーの店頭、都市主要駅の広場等や農業祭等の他機関が開催するイベント会場等において、「近畿食と農のサテライトステーション」を開設して施策の紹介や農業に関する情報を提供した。

農林水産行政施策や「食事バランスガイド」等のパネル展示、パンフレットの配布、パソコンクイズや食生活診断、相談コーナーの設置等により情報発信を行うとともに、来場者の意向をアンケート調査により把握し、国民の農政に対する理解促進とコミュニケーションに努めた。

c 「食事バランスガイド」の普及・活用

「何を」「どれだけ」食べたらいいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」をより身近なものとして活用していただくために、「近畿版食事バランスガイド献立集」を作成し、管内の図書館、料理学校、消費者団体に配布した。

(ウ) 農林水産物・食品の輸出促進の取組

a 近畿地域農林水産物等輸出促進連絡会議の設置

近畿地域では、米、柿、桃、みかん、緑茶、タチウオ、醤油、乾麺などが輸出されている。また、海外で農業者団体等による農産物等のPRや現地バイヤー等を対象とした商談会を開催している。

近畿農政局では、農林水産物・食品の輸出促進に向けて府県、農業者団体、漁業者団体、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)、植物防疫所、近畿経済産業局等からなる近畿地域農林水産物等輸出促進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を平成18年10月25日に設置し、第1回会議では、会議の設置要領や輸出促進に向けた取組として試食会、講習会の開催が出席者により了承された。

b 輸出促進に向けた試食会、講習会の開催

連絡会議では、平成19年1月、京都府国際センターにおいて、外国人観光客と留学生(京都府名誉友好大使等)を対象とした「近畿の食材を味わう試食会」を開催し、観光客と留学生あわせて36人が参加した。また、平成19年2月には、大阪市内のホテルにおいて、在近畿地域の

総領事館員および外国人ビジネスマンを対象とした試食会を開催し、総領事館員等26人が参加した。

さらに、平成19年3月、大阪市内のホテルにおいて、輸出に関心のある農林漁業者、農林漁業者団体、食品関係事業者等を対象とした「近畿地域農林水産物等輸出促進セミナー」を開催し、約90人が参加した。

(エ) 近畿地域におけるバイオマスの展開

a 近畿地域におけるバイオマス利活用の現状と取組

近畿地域のバイオマスの種類別発生量は、家畜排せつ物が最も多く282万t、次いで食品廃棄物の266万t、農作物非食用部の78万tなどとなっている。また、種類別の利活用状況をみると、家畜排せつ物はたい肥等として約9割が利活用されているが、食品廃棄物は肥料や飼料として約2割の利活用に留まっている。全体的にみても、利活用割合は低く、市町村によるバイオマスタウン構想の策定促進を通じて、利活用を推進することが必要となっている。

18年度末現在、近畿地域におけるバイオマスタウン構想の公表市町村は7地区となっており、滋賀県東近江市の「菜の花プロジェクト」の取組や京都市のバイオディーゼル燃料化の取組等先進的な取組も多数みられる。

b バイオマスの普及・啓発に向けた取組状況

一般消費者等へPRするため、環境バイオメッセ2007 in KYOTOを開催し、バイオマスに関するパネル展示及びバイオマス製品の紹介を行った。

また、市町村へのバイオマスタウン構想策定の加速化に向けて、研修会の開催や市町村長等と意見交換を行うバイオマスカラバンを実施した。

加えて、近畿地域のバイオマス関係管区機関で構成する「近畿バイオマス・ニッポン総合戦略ブロック連絡会議」によるシンポジウム、セミナー等を開催した。

イ 農政局の主要課題に係る行動計画

近畿農政局では、14年度から、食料・農業・農村基本法に基づく施策を推進する当局の活動を、「行動計画」と位置づけ、独自に目標を設定し、評価を行っている。

18年度の行動計画は①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村振興、④国民参加型農

政の推進の4つの柱の下に、9の推進事項を設定し、業務を実施した結果について評価を行った。

ウ 地域とのコミュニケーション

近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっている上、消費者の視点に立った食料の安定供給が農林水産業の発展にもつながることから、14年度から農政局長等が管内各地に赴き、消費者、生産者等様々な分野の方々と、直接意見交換する「タウンミーティング」を実施している。(2回実施(18年度))

また、地域農政の円滑な推進を図るため、地方公共団体、関係団体等からの農業施策全般に関する提案を受ける窓口として、平成13年から「近畿農政局政策提案推進室」を設置している(提案件数24件(18年度))。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、マスコミとの懇談会、関西経済同友会との意見交換会、近畿地域農政懇談会(消費者、生産者、経済界、マスコミ関係者で構成)、管内各府県部長会議、管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標(ビジョン)の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする近畿広域戦略会議に参加した。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ラジオ番組「近畿農政局だより」の放送、ホームページ(アクセス件数約271.5万件)やメールマガジン「近畿農政局アグリレター」(月1回配信、登録者数5,550人)などのインターネットを通じた情報発信、広報誌「アグリート」(季刊7,500部/回)の発行など、近畿地域の農業・農政を巡る様々な情報を行政機関、農業関係者はもとより一般消費者にも広く提供した。

平成18年度の「消費者の部屋」においては、消費者と農林水産行政との対話、交流を図る場として様々なテーマを取り上げ、局内展示を19回、局外展示を29回実施した。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年の中国四国の経済は、全体としては緩やかに改善している。

企業の業況は業種や地域などによりばらつきがあるものの、総じて改善の動きを続けている。

生産は、緩やかな上昇傾向で推移し、企業の設備投資も増加傾向にある。

雇用情勢は、地域差はあるものの引き続き改善傾向にある。

個人消費は持ち直しの動きが見られる。

なお、先行きは一部に不透明感があるものの、当面は現況が続く見込みである。

イ 農業経営

平成18年の個別経営（販売農家1戸当たり平均）の状況を見ると、農業粗収益は246万円、農業経営費は、177万円で、農業所得は69万円であった。

総所得は480万円であり、総所得の構成をみると、農業所得が14%、農外所得が38%、年金等の収入が48%となっている。

農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域は53万円、四国地域は95万円、総所得は中国地域は480万円、四国地域は477万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は中国地域で11%、四国地域で20%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成18年産水稲は、作付面積は前年に比べ800ha減少し18万100ha、収穫量は前年に比べ5.9%減少し86万3,100tであった。作柄は作況指数94で10a当たり収量は479kgであった。

イ 麦

平成18年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）の子実用作付面積は8,580haで、前年に比べ30ha減少した。4麦の収穫量は前年に比べ13.7%増加し、2万9,100tであった。作柄は、小麦は平均収量対比89、二条大麦が113、六条大麦61、裸麦が88で、10a当たり収量は、それぞれ306kg、406kg、126kg、317kgであった。

ウ 野菜（概数値）

指定野菜14品目のうち中国四国地域全県が主産県の平成18年産ほうれんそうの作付面積は前年に比べ4%減少し2,400ha、収穫量は前年並みの2万8,300tであった。

ねぎの作付面積は前年に比べ3%減少し2,560ha、収穫量は前年並みの4万2,500tであった。

たまねぎの作付面積は前年並みの1,680ha、収穫量は前年に比べ8%増加し、6万2,600tであった。

トマトの作付面積は前年並みの1,150ha、収穫量は前年に比べ8%減少し、4万7,400tであった。

エ 果樹（概数値）

平成18年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳

島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万4,200ha、収穫量は20万7,400tで、近年の裏年であった16年産に比べ5%、24%それぞれ減少した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,670ha、収穫量は3万2,100tで、前年に比べ5%、19%それぞれ減少した。

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,210ha、収穫量は2万6,200tでそれぞれ前年並みであった。

オ 花き（概数値）

平成18年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類の主産県（岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計が1,680haで前年並み、球根類の主産県（愛媛県）計が8haで前年に比べ11%減少、鉢ものの類の主産県（島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計が100haで前年に比べ35%増加、花壇用苗ものの類の主産県（鳥取県、岡山県、広島県、山口県）計が104haで前年に比べ5%増加した。

カ 畜産

平成19年2月1日現在の乳用牛は、前年に比べ飼養戸数は5.7%減少し1,990戸、飼養頭数は4.9%減少し8万7,400頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の43.5頭から43.9頭に増加した。

肉用牛は、前年に比べ飼養戸数は4.1%減少し6,290戸、飼養頭数は0.2%減少し21万1,100頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の32.3頭から33.6頭に増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は、4月からの米・大豆等の生産者の品目横断的経営安定対策への加入促進とともに、米政策改革や農地・水・環境保全向上対策の19年度からの一体的な推進に向け、県、関係団体等を対象とした説明会や、集落営農法人のリーダーと集落営農を継続していくための方策や課題を検討する意見交換会の開催など、農政局幹部が地域に直接出向き、積極的な周知活動を行い、理解の促進を図った。

イ 米政策改革の着実な推進

米政策改革の推進は、16年4月以降、局・事務所にビジョン実現支援チーム（農政事務所・事業所職員で構成）をおき、各県・地域の水田農業推進協議

会と連携して、各種の活動を展開している。

ビジョン実現支援チームは、それぞれ各県・地域協議会の担当者と月1回程度定期的な意見交換の場をもって意思疎通を図っているが、他に県水田農業推進協議会担当者会議(計3回)、ビジョン実現支援チーム長会議(計6回)を開催した。

米政策改革第一ステージ3年間の最終年度として、これまでのビジョンの実現に向けた取組状況のとりまとめと19年度以降の新たな取組に向けたビジョンの見直しが適切に行われるよう指導助言を行った。

また、モデル地域においては、3年間に新たな産地育成や担い手確保などの成果がみられた。

品目横断的経営安定対策との連携による担い手育成確保に向けた取組支援として、担い手育成事例集のとりまとめ・配布・ホームページ掲載を行った。また、9月から加入手続きの始まった麦を中心に、担い手育成に係る指導・助言を行うとともに産地づくり交付金のさらなる重点化を地域協議会に要請した。

生産調整方針参加者の拡大に向けて、4ha以上の大規模稲作農業者に対する意向調査を実施するとともに、個別の働きかけを1～3月に行った。

また、JA等の生産調整方針作成者に対する集荷円滑化加入の取り組みを要請するとともに、各種集会において加入促進リーフレットの配布・説明を行った。その結果、18年産米の集荷円滑化加入率は僅かながら増加した。(前年比0.2ポイント増)

19年産米から始まる新たな需給調整システムに円滑に移行されるよう、また、ビジョンの高度化に向けて新たな産地育成や担い手の育成確保が図られるよう、管内の県・地域水田協議会担当者等を集めて、12月に「ビジョン実現に向けた意見交換会」を開催した。

ウ 農地・水・環境保全向上対策の推進

地域ぐるみで行う共同活動や農業者ぐるみで行う先進的営農活動を総合的に支援する新たな「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度から実施するにあたり、共同活動へのモデル的な支援を通じ、施策の有効性・実効性の検証・検討を108地区のモデル地区で実施するとともに、各県でモデル地区サミット等を開催し、活動計画事例集の配布(2,000部)やホームページで「農地・水・環境保全向上対策」のコーナーを設置して、対策の啓発・普及活動を実施した。

エ 耕畜連携の推進

耕畜連携の推進は、地域における資源循環型農業の確立や転作田の有効活用等の観点から極めて有効である。このため、稲発酵粗飼料の作付を拡大するため、管内の取組の重点地区として32地域を選定し、モデル事例の育成を推進するとともに、現地調査を行い生産の拡大を図るための耕畜連携推進協議会を2回、飼料自給率向上セミナーを2回開催し、普及拡大に繋げるための優良事例の取組を紹介した。

国産稲わらの利用拡大に向けた取組としては、年度当初より国産稲わら利用拡大のリーフレット配布等を行うとともに、飼料作物担当者会議や耕畜連携推進協議会において毎回議題に取り上げて利用拡大を推進した。

また、たい肥の利用促進を図るため、研修会を開催したほか、たい肥利用促進リーフレットを作成し、関係者に配布した。

さらに、中国四国管内は、大部分が中山間地域に立地していることから、耕作放棄地の増加、イノシシ、サル等の獣害防止の対策として、転作田を利用した水田放牧や耕作放棄地放牧の取組を推進している。

耕畜連携推進対策事業については、事業内容が拡充され、平成19年度より新たに耕畜連携水田活用対策事業として実施されることから、事業説明会を3回開催するなど、当該事業の円滑な実施に努めた。

オ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進

消費者等様々な立場の関係者間で意見・情報の交換を行い、相互理解を深めるため、「農業に関するリスクコミュニケーション」を岡山市で開催した。

また、消費者団体等との懇談会を管内各地で84回実施した。

一方、消費者等へ食の安全に関する正しい知識を普及するため、職員を講師として派遣する「食の知っ得講座」(食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど7種類)を362回(受講者延べ9,832人)開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示をめぐる動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者理解してもらうため、県等関係機関と連携しつつ食品表示地域フォーラム(鳥取県、高知県、広島県)、食品関係事業者向け食品表示セミナー(約210回)、消費者向け講習会・説明会(約150回)等を実施した。

また、10月の加工食品の原料原産地表示の完全実施に向けて、独自に作成した品目ごとの事業者向けパンフレット（24種類）を延べ1万6,500業者に配付した。

b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における表示状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査（約4,500店舗）を実施した。

また、米国産牛肉輸入再開の決定を受けて牛肉及び牛肉加工品等の原産地等、さらに北朝鮮からの輸入量が多い農水産物（まつたけ、アサリ等7品目）の原産地表示について、それぞれ緊急特別調査を実施した（一般調査と一体的に実施）。これらの外に、特に消費者の関心の高い品目である、生しいたけ及び乾しいたけ並びに精米及び玄米について、表示の真正性の確認調査やDNA分析等、科学的手法を用いた特別調査（約700店舗）を実施した。

さらに、管内11か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示を行った（18年度は管内業者に対して5件（大臣2件、農政局長1件、県知事2件）の指示が行われた。）。)

c 関係機関との連携

公正取引委員会及び厚生労働省の地方支分部局等の参加を得て「中国四国地域食品表示関係3省等連絡会議」（2回）を、また、国土交通省中国運輸局及び同省四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）をそれぞれ開催するなど、国の関係行政機関との情報・意見交換を行った。

また、管内各県ごとに農政事務所等が中心となって県等機関と定期的な連絡会を行うとともに、合同での巡回調査等を実施した。

(7) 食に関するリスク管理対策の推進

a 農薬等のポジティブリスト制導入への対応

食品事業者団体及び消費者団体を対象として本制度を周知するための説明会（各県1回）、農薬に関する理解を深めるための意見交換会及び食品安全GAPの普及を目的としたセミナーを開催したほか、農薬に関する適正使用を推進するため、生産者に対して農産物安全対策業務

（475件）、米麦残留農薬調査業務（85件）を通じた指導、農政局や農政事務所の広報誌・ホームページ等による情報発信を行った。

b 高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

19年1月に岡山県高梁市で高病原性鳥インフルエンザが発生したが、鶏肉・鶏卵の生産から消費に至る各段階での無用の混乱を防止するため、当農政局では、①消費者団体等への情報提供、②不適切な表示（告知）の点検、③不公正な取引実態の把握等を行うとともに、岡山県の要請に応じ、発生現場での鶏糞の処理等の防疫作業支援者を派遣（10名×6日）した。

c 牛トレーサビリティ制度の推進

個体識別情報の信頼性を確保するため、牛管理者等に対する立入検査（7,795件）、販売業者等に対する立入検査（7,198件）、DNA鑑定用サンプルの買い上げ（1,889件）等を実施するとともに、鑑定結果を踏まえた調査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

カ 食育の推進

地場産農産物を活用した学校給食を通じた食育の推進を図るため、管内の各農政事務所に「食育相談アドバイザー」を設置し、18年度までの3年間、管内22ヶ所に設定した「重点推進地区」に対して学校給食関係者と生産者間の橋渡し等の支援活動を行った。

この結果、各地区にて地場産農産物の利用率の向上や生産関係者との交流給食会・農業体験学習の実施などの成果が見られた。

キ 農産物等の輸出の取組を支援

農政局では、管内各県の「輸出促進協議会」に参画するとともに、「中国四国地域農産物等輸出促進連絡会議」を開催し（平成18年6月、8月）、農林水産物等の輸出をめぐる状況について、関係機関と情報共有及び意見交換を図った。さらに、農林水産物・食品の海外でのプロモーションの秘訣や、相手国の市場動向の分析等を題材とした「農林水産物・食品輸出促進セミナー」（平成18年11月、高知市）を農林水産省及び中国四国農政局の主催により開催した。

また、平成17年度に実施した、「農林水産物輸出アンケート調査」の結果、評価の高かった、「米」、「日本酒」に着目して、7月に「米及び日本酒に係るアンケート調査」を、①嗜好調査として外国人留学生、外国人教師を対象に、②輸出の取組状況調査として管内の酒造組合及び農業団体に対して、それぞれ実施し情報を収集した。さらに、10月には酒造業者、

流通業者を対象とした「日本酒輸出セミナー」を広島国税局、ジェトロ岡山、岡山県酒造組合と共催し、生産者等の輸出の意識を啓発する機会づくりに努めた。

ク 意欲ある担い手の育成・確保

管内では、中山間地域が大宗を占めるという地理的・地形的条件から小規模経営の農家が多いこと、急速な高齢化・過疎化の進行により担い手不足が生じていること等から、集落等を単位として農業生産の共同化等に取り組む、いわゆる「集落営農」が1,962組織（19年2月1日現在）活動している。

農政局では、このような集落営農の取組がより一層広がるよう、「集落営農実態調査」（19年3月20日公表）や「18年度集落営農に関する取組事例集」をホームページにアップし、集落営農を検討中の地域等に情報提供するとともに、集落営農の取組や担い手に対する支援施策を農業者や関係機関が参加する各種会議等の場において説明し周知してきた。

また、管内の法人化の動きを見てみると、とりわけ特定農業法人が184法人（19年3月末現在）と全国446法人の4割を占めており、効率的・安定的な経営体として重要な役割を果たしている。

一方、認定農業者数は、18,839経営体（19年3月末現在）となっており、特に野菜や果樹の生産が盛んな四国4県で増加傾向にある。

新規就農者は600名、農村女性による起業数は1,299件となっている。

また、担い手への農地の利用集積等を促進するため「農地流動化に関する施策の概要」を作成し、市町村等へ配布するとともにホームページにその内容を掲載した。あわせて、担い手への利用集積の実態等を把握するため、市町村に出向き意見交換を行った。

品目横断的経営安定対策の申請・登録事務を円滑かつ的確に実施するため、4月から生産経営流通部内に「品目横断的経営安定対策準備室」を、地方農政事務所に「品目横断的経営安定対策実施事務準備チーム」を設置したところである。

また、農政局・農政事務所は、各県担い手育成総合支援協議会等と連携して、各種説明会・情報交換・意見交換等を実施し、品目横断的経営安定対策の周知徹底と担い手の育成・確保に向けた支援活動を行ってきたところである。

なお、19年産秋まき麦の加入申請については、農政局地域課及び地方農政事務所農政推進課等に受付窓口を設置するとともに、市町村・JA等と連携して

出張受付を行った結果、766経営体（うち認定農業者622、集落営農組織144）の加入手続きを了したところである。

ケ 豊かで住み良い農村地域の振興

(ア) 都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するため、関係地方支分局との連携により、平成18年10月に広島市において、『「いやし」と「やすらぎ」を求めて、都市農村交流から田舎ぐらしへ』をテーマに、「オーライ！ニッポン都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム in2006」（参加人数170名）を開催した。

(イ) 多面的な役割・機能を有し、地域の貴重な「資源」である農地・農業用水等を、農業者だけでなく一般住民を含めみんなで保全・管理していくことの必要性について理解を深めて頂くことを目的として、平成18年11月に松山市で「ふるさと水と土シンポジウム」を開催し、あわせてパネル展示を行い、資源保全の必要性を紹介した。

(ウ) 中山間地域活性化に資するため、平成19年2月に高松市において、「私達が支える美しく、活き活きとした我がまち」をテーマに「明日の農山漁村の活性化を考えるシンポジウム in 高松」（参加人数150名）を開催した。また、集落代表者及び農業団体等を対象とした現地説明会（2ヶ所）を実施し、中山間地域等直接支払制度のきめ細かい制度説明や意見交換を行った。さらに、制度の取組事例を収集して農政局ホームページで紹介した。

(エ) 鳥獣被害防止対策の具体的な取組の推進と幅広い情報の発信により、総合的な被害防除対策を推進するため、「鳥獣害対策推進セミナー」（12月）等を開催するとともに、「中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議」（8、2月）の開催等により鳥獣対策に携わる関係機関、関係部局の横断的な連携を図った。

コ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスの総合的な利活用を普及・啓発するために、中国四国地域バイオマス関係機関連絡会議を10月に開催するとともに、管内支分部局等と連携して、3月に松山市で中国四国地域バイオマス利活用セミナーを開催した。

また、ホームページを活用した管内の新たな取組事例の掲載等情報提供の一層の充実を図った。

さらに、県、市町村等の関係者と緊密な連携を取りバイオマスタウン構想の構築、地域の実情にあった施設の導入に向けて将来の計画地区も視野に入れ、地区関係者への助言等の支援を行った。

家畜排泄物については、資源循環の観点からたい肥化を基本として、たい肥生産、流通等の現状を把握し耕種農家等に普及・啓発を行うとともに県の土づくり部局を交えた、たい肥利活用促進のための検討会を8月及び11月に開催した。

食品廃棄物については、各県の食品産業協議会と連携して環境セミナーの開催地の拡大に努める等、食品廃棄物の発生抑制、肥料化、メタン化など、再生利用等の取組の推進に向けて一層の普及・啓発の充実を図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用拡大のため、中国四国米粉食品推進協議会ならびに各県の米粉食品普及推進協議会と連携し、米粉料理のレシピ等の作成、パネル展、米粉パン等の実技演習等ワークショップの開催(55ヶ所)、各種イベントでの米粉食品の展示販売及びシンポジウムを開催した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局」(平成9年7月開設)は開設10年を迎え、18年度のトップページアクセス件数は約26万8,000件であった。メールマガジン「中国四国あぐりレター」(平成13年5月創刊)は年20回(うち臨時号8回)の発刊を行い、18年度3月末の読者数は約5,500人であった。また、あわせて「中国四国バイオマスメールマガジン」(年14回)、「中国四国米粉利用推進ネットワーク(ココねっと通信)」(年9回)、「中国四国消費・安全草の根ネット」(年30回)の各メールマガジンを発刊した。

イ 広報誌

生産者、消費者、事業者を対象として、食料・農業・農村の動向、各種施策等の情報提供を行う「FACE(ふえいす)」(季刊、各号6,300部)を発行した。

ウ ラジオ放送

消費者や一般国民の関心が高いと考えられる「加工食品の原料原産地表示」と「廃食油を利用したバイオマスの取組」をテーマに1月から2月にかけて管内の民放8社を通じて6回にわたって放送した。

エ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、プレスリリース(258回、記者レク4回)を行った。また、農政局記者クラブ以外の他県の報道機関には、各県の農政事務所を通じて情報提供を行った。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成18年度における九州経済の動向をみると、生産は好調な輸出に牽引され、特に半導体関連、乗用車部門を中心として好調に推移した。設備投資は、旺盛な需要に支えられた製造業が、素材系や電気機械などの好調さから17年度と比べて水準を上げ、また非製造業においても運輸等で堅調であった。雇用は、製造業の集積が進む大分県やサービス、小売・卸売などの非製造業が集積する福岡県では、バブル期に近い求人倍率になるなど、全体的には改善傾向が続いた。一方、個人消費は、百貨店、スーパーともに前年比マイナスで推移した。

イ 農業経営

平成18年の九州における販売農家1戸当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営農家が27万円、畑作経営農家が165万円、露地野菜作経営農家が146万円、施設野菜作経営農家が444万円、果樹作経営農家が153万円、酪農経営農家が584万円、繁殖牛経営農家が199万円、肥育牛経営農家が811万円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になるかを示す農業所得率は、水田作経営が15.3%、畑作経営が39.9%、露地野菜作経営が40.6%、施設野菜作経営が41.7%、果樹作経営が31.8%、酪農経営が18.9%、繁殖牛経営が34.1%、肥育牛経営が12.4%となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成18年産水稲の作付面積は、前年産に比べ2,100ha減少し20万200ha(前年比99.0%)となった。

作柄は、台風第13号による潮風害が発生したことに加え登熟期前半の日照不足及び台風通過後の雨により登熟が抑制されたため、10a当たり収量390kg、作況指数78となった。

水稲うるちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の54%を占めている。

イ 麦、大豆

18年産麦の作付面積は、3麦(小麦、二条大麦、

裸麦)全体で前年に比べ300ha増加し5万5,400ha(前年比100.5%)となった。

作柄は、10a当たり平均収量対比(%)でみると小麦が103、二条大麦が94、裸麦が97となり、小麦、二条大麦は前年産の10a当たり収量を下回った。これは、4月上旬の大雨により一部で冠水等が発生したことや、出穂期後の低温・多雨により湿害や倒伏が発生したためである。

また、18年産大豆の作付面積は2万2,500ha(前年比99.6%)で前年産並みとなった。

ウ 野菜

平成18年産指定野菜(14品目)のうち主産県の作付面積は4万8,900ha(前年比99.6%)となった。

また、平成18年産収穫量は167万トン(同101.8%)、同出荷量は143万トン(同101.4%)となった。

エ 果樹、花き

18年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、かき、日本なし等を中心に減少し4万6,100ha(前年比97.5%)となった。

花きの作付(収穫)面積(主産県)は、切り花類が3,130ha(同98.4%)、球根類が112ha(同100.9%)、鉢ものの類が314ha(同96.6%)、花壇用苗ものの類が221ha(同103.8%)となった。

オ 畜産

肉用牛の飼養戸数(19年2月1日現在)は3万6,800戸(前年比96.1%)、飼養頭数は102万9,000頭(同101.9%)となった。

乳用牛の飼養戸数(19年2月1日現在)は2,710戸(同94.1%)、飼養頭数は14万2,500頭(同96.0%)となった。

豚の飼養戸数(19年2月1日現在)は2,260戸(同96.4%)、飼養頭数は308万4,000頭(同100.1%)となった。

ブロイラーの飼養戸数(19年2月1日現在)は1,030戸(同100.8%)、飼養羽数は4,816万6千羽(同101.1%)となった。

カ その他

18年産かんしょの作付面積は1万9,000ha(前年比103.3%)で、前年産に比べ600haの増加がみられた。これにより全国に占める九州の栽培面積割合は47%となり、前年より2ポイント高まった。

九州主産県(大分県を除く6県)における18年産茶の摘採延べ面積は3万7,200haで、前年並みとなった。生葉収穫量は16万2,900tで、前年産に比べ5,700t(3%)減少し、荒茶生産量は3万3,300tで、前

年産に比べ1,400t(4%)減少した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 新たな経営安定対策の始動

農政改革元年となる平成19年には、効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化を目指して、新たな経営安定対策が導入された。

(ア) 米、麦、大豆等の品目横断的経営安定対策

米、麦、大豆等の土地利用型作物に対する支援策については、これまでの全農家を対象として品目別に講じてきた対策から、対象を認定農業者と一定の要件を備えた集落営農組織に明確化し、これらの担い手の経営全体に着目した対策に転換した。19年産については、九州管内で、認定農業者で5,467経営体、集落営農組織が1,353経営体の合計6,820経営体が加入した。

(イ) 畜産

19年度から肉用牛肥育経営安定対策及び地域肉豚生産安定基金造成事業の対象者は、認定農業者を基本とし、認定農業者に準ずる者を特認で認めることとなった。19年度は、これに基づき九州管内で、肉用牛肥育経営2,189経営体、養豚経営857経営体が契約した(19年3月現在)。

なお、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用牛子牛生産者補給金制度については、その対象者が、引き続き現行どおりの生産者を対象とすることとなった。

(ウ) 野菜

19年度から、①契約取引の推進、②需給調整的の実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を推進する新たな経営安定対策を実施することとなった。

なお、担い手の育成・確保など明確な目標を定めた産地強化計画を、九州管内の指定産地において19計画策定した(19年7月現在)。

(エ) 果樹

19年4月から、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時に生果の加工仕向けを行う需給安定対策に加え、果樹産地構造改革計画で明確化された担い手等が行う優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等の前向きな取組を支援するとともに、果樹共済への一層の加入促進を行うこととなった。

なお、九州管内90産地において、それぞれの産地に応じた果樹産地構造改革計画を策定した(19年6月現在)。

(オ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

最低生産者価格を廃止し、19年産から、地域において安定的な生産を担う者に対し支援を実施することとなった。対象要件審査申請は19年5月から始まっている。

イ 米政策改革の推進

九州農政局では、18年7月に19年産から新たな需給調整システムに移行することが決定したことに伴い、生産数量目標の配分の一般的なルールの設定等を行う第三者機関的組織（以下「地域協議会」という。）の機能強化を図るため、中立・公平的なオブザーバーとして地域協議会に参加し、全ての方針作成者の地域協議会への実効ある参画、需要に応じた米づくりの推進、地域が一体となった地域協議会の運営等が行われるよう助言・指導を行った。

また、産地づくり対策においては、地域水田農業推進協議会が、地域の水田農業の青写真となる地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定しているが、19年産からの品目横断的経営安定対策及び新たな需給調整システムの導入を受けて、ビジョンの見直しが行われた。九州農政局では、ビジョンの改訂の話し合いを促すためパンフレットの作成や地域水田農業推進協議会からビジョン改訂状況チェックリストの報告を受けるなど助言・指導を行った。

ウ 農地・水・環境保全向上対策の導入

農地・農業用水等の資源や農村環境は、農業の多面的機能の発揮に不可欠な存在であるが、近年、過疎化、高齢化、混住化等による集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難となってきた。

また、環境に対する国民の関心が高まるなかで、農業生産の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このため、農林水産省では、多面的機能の健全な発揮を図るための地域振興対策として、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみの効果の高い共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策を19年度から導入した。

九州農政局においては、対策の実効性を確保するため、18年度に102地区で実験事業を実施した。

19年度からは本格実施が始まり、管内約3,400の活動組織において活動が開始されたところである。

エ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化については、政府全体として「立ち上がる農山漁村」の活動や、「都市と農山漁村の共生・対流」の取組を進めてきたが、これを一層推進

する観点から、18年10月、本省に「農山漁村活性化推進本部」が設置された。

これを踏まえて、九州農政局では、管内の農山漁村活性化に向けた地域の自発的な取り組みを局全体で支援するため、19年1月22日に「九州農政局農山漁村活性化支援委員会」を設置した。

また、併せて農山漁村活性化に係る様々な相談や問い合わせにワンストップで対応する支援窓口を開設して、農林漁業者、地域住民、農林漁業関係団体などからの相談に対応している。

オ 農林水産物の輸出拡大を目指して

九州地域から輸出される農林水産物は近年着実に増加しており、18年度の輸出額は全体で464億円と全国の12%を占めている。近年輸出が増加している農林水産物の例としては、なし、いちご、冷凍さば、木材等が挙げられ、輸出先としては経済成長が著しい東アジア地域を中心に輸出されている。

このようななかで、輸出先での品揃えや有利な取引の確保、効率的な輸送等を実現するために、広域的な事業者間の連携による輸出の取組が始まっている。

(ア) 九州・沖縄8県の農業団体からなる九州沖縄農業経済推進機構は、19年1月に「九州収穫祭」をシンガポール伊勢丹スコッツ店にて開催しシンガポールの消費者に九州の農産物をPRした。

(イ) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の九州管内各事務所は、19年2月に「九州食品プロモーション2007 in バンコク」をタイ（バンコク）アロマホテルにて開催した。

(ウ) JA全農ふくれんと北海道の農業団体であるホクレンは19年3月に「福岡の旬の果実と北海道の新鮮な牛乳のコラボレーション」をテーマに、「福岡 Fruits & 北海道 Milk フェア」を香港そごう銅鑼湾店で開催した。

カ バイオマス利活用の促進

バイオマスの利活用を推進するためには、地域で発生するバイオマスをできるだけ地域で効率的に利用するシステムを構築することが基本である。また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組んできた。18年度は、17年度末の7市町村から13市町村に増加し、九州のすべての県でバイオマスタウン構想が策定された。

また、家畜排せつ物や生ゴミ、焼酎かす等の利活用施設の整備等、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組に対し、環づくり交付金による支援を行い、構想実現の促進を図った。

(4) 関係機関との連携強化

ア 国の地方支分局の連携

各省の地方支分局が連携して県境を越えた広域的な視点から九州の機能強化を図ることを目的に、16年4月、九州経済産業局、九州総合通信局、九州地方整備局、九州運輸局及び九州農政局の各局長をメンバーとする「九州くにつくり研究会」を設置している。

研究会は現在まで11回を数え、18年度は2回（18年9月、19年3月）開催し、各局の重点施策等について意見交換を行った。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

食品表示に関しては、JAS法のほか、「食品衛生法」等関連する法律があり、またその監視・指導も様々な機関が関与するため、これら関係機関の連携が重要である。

このため、厚生労働省九州厚生局、公正取引委員会事務総局九州事務所、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び九州農政局をメンバーとする九州地域食品表示関係四機関連絡会議を18年度は3回開催し、連携を深めた。併せて、営業倉庫内で輸入原産地の偽装作業が過去行われた経過から、倉庫業法を所管する国土交通省九州運輸局との意見交換を18年8月に開催した。

また、JAS法に基づく食品品質表示について、消費者に対する情報提供や生産者、事業者に対する指導・監視を的確に実施するため、県、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を18年7月に開催した。

(5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向、農政に関する普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」、当局及び農政事務所等のホームページ、広報誌「アグリ」、プレスリリース、モニター会議等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する迅速、正確かつ分かりやすい情報の提供に努めている。さらに、インターネットを活用し、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報（いわゆるメールマガジン）「アグリ・インフォ九州」、「担い手育成・経営対策等推進

九州メルマガ」の配信を行っており、19年3月現在の登録会員数は延べ7,919人となっている。

また、九州農政局では「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。

さらに、食をめぐる様々な質問・要望に応えるために設けた消費者相談窓口には18年度3,260件の相談が寄せられた。また、各地で行われる様々なイベントの際には「移動消費者の部屋」を開設し、相談・広報等を行っている（18年度は107回開設）。

表7 平成18年度主要事業の実績整理表

(単位：百万円)

事業名	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
農産物の安全性確保							
(1) 土壌有害物質リスク管理対策推進事業	20	—	—	—	0	—	—
農業・食品産業競争力強化支援事業							
(1) 広域連携等産地競争力強化支援事業	—	—	—	—	—	203	2,380
農業経営対策							
(1) 農業委員会事業推進	803	15,437	3,246	3,041	4,448	613	723
農地保有合理化促進対策							
(1) 農地保有合理化促進対策事業	1,704	327	371	105	142	237	243
農村振興対策事業							
(1) 農村振興対策	—	—	—	140	—	2,868	—
ア 基盤整備促進事業	—	—	—	140	—	2,868	—
(2) 中山間地域等振興対策推進事業	3,926	3,314	1,995	707	1,433	12,610	4,780
ア 中山間地域等直接支払交付金	3,926	3,314	1,995	707	1,433	12,610	4,780
海岸事業							
(1) 海岸保全施設整備事業	376	—	457	631	142	1,260	3,004
(2) 津波・高潮危機管理対策緊急事業	—	—	—	91	—	170	339
(3) 海岸環境整備事業	694	—	102	319	—	128	60
農業生産基盤整備事業							
(1) かんがい排水事業	12,997	8,257	8,439	3,598	2,034	1,476	7,025
(2) 経営体育成基盤整備事業	39,070	18,061	25,242	4,654	1,632	9,263	18,965
(3) 諸土地改良事業	227	1,712	1,153	526	1,373	1,305	1,448
(4) 畑地帯総合農地整備事業	1,565	15,549	864	1,298	1,292	2,941	19,822
農村整備事業							
(1) 農道整備事業	5,109	4,648	4,245	3,438	3,490	11,387	17,877
(2) 農業集落排水事業	13,831	11,338	7,485	9,199	4,305	15,064	10,369
(3) 農村総合整備事業	742	2,634	803	714	413	557	1,807
(4) 農村振興整備事業	5,389	11,529	7,411	4,102	4,239	4,775	9,856
(5) 中山間総合整備事業	8,764	10,321	8,566	4,250	4,190	16,278	15,804
農地等保全管理事業							
(1) 直轄地すべり対策事業	—	—	—	0	—	1,094	—
(2) 農地防災事業	6,539	8,661	8,995	8,073	7,723	10,059	13,109
(3) 農地保全事業	816	1,381	2,785	55	855	2,780	7,290
(4) 農村環境保全対策事業	247	1,993	3,403	3,150	528	891	1,771
(5) 土地改良施設管理事業	3,129	2,132	3,618	739	1,418	535	1,731
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業							
(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	2,690	3,175	2,259	1,193	1,464	6,414	7,029
農業施設災害復旧事業							
(1) 農業用施設災害復旧事業	1,245	1,548	11,101	424	4,098	6,444	9,752
(2) 農地災害復旧事業	232	697	4,522	135	2,254	2,051	7,770
(3) 海岸保全施設等災害復旧事業	339	—	4	0	—	180	102
農業施設災害関連事業							
(1) 農業用施設等災害関連事業	173	10	1,464	0	55	130	140
土地改良事業							
(1) 国営かんがい排水事業	32,423	24,849	17,638	6,665	9,324	6,706	41,305
(2) 国営総合農地防災事業	3,515	5,762	5,722	4,338	4,765	14,296	4,894
(3) 国営造成施設管理事業	110	174	427	118	1,348	103	105
(4) 国営農用地再編整備事業	2,516	10	—	—	2,885	4,833	6,475

(注) 実績額は国庫負担額、地方公共団体負担額及び地元負担額の合計で、前年度からの繰越額を含み、翌年度への繰越額を除く。

表8 農林漁業金融

(単位：百万円)

資金の種類	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
1 農業近代化資金	1,924	7,975	2,149	3,382	828	2,390	18,086
(1) 個人施設	1,251	6,680	899	2,699	530	1,904	14,178
(2) 共同利用施設	673	1,295	1,250	683	298	486	3,908
2 農業経営改善促進資金	2,044	619	767	2,245	226	1,108	1,648
3 天災資金	—	—	—	—	—	—	—
(1) 経営資金	—	—	—	—	—	—	—
(2) 事業資金	—	—	—	—	—	—	—
4 農業改良資金	244	366	47	—	200	204	320
5 就農支援資金	320	525	77	—	216	215	648

表9 各種交付金調

(単位：百万円)

交付金の種類	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
食の安全・安心確保交付金	177	845	138	152	234	220	1,235
強い農業づくり交付金	4,108	5,598	3,443	9,250	3,459	8,687	21,373
元気な地域づくり交付金	5,558	7,749	5,538	1,366	5,317	17,616	7,798
バイオマスの環づくり交付金	3,943	4,871	1,631	522	279	503	6,305

(注) 実績額は国からの交付金額及び事業主負担額の合計で、前年度からの繰越額を含み、翌年度への繰越額を除く。